

〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉へ

水俣病「一株運動」(1970年)における被害者・加害者対話を検討する

小松原織香*

はじめに

被害者は、加害者に対して「言いたいことがある」と思うことがある。本論文はその〈被害者の情念〉を起点にして、被害者が加害者にものを申し、被害者・加害者対話が起き、〈情念〉が〈表現〉に転化する可能性を示す。ここでいう〈被害者の情念〉とは「怒り、恨み、憎しみ、悲しみ等、〈加害者に対する激しい感情〉を加害者本人にぶつきたい」という衝動である。〈被害者の情念〉は、現行の司法制度からは排除されている。近代司法制度は客観性・中立性を中核に据え、感情を排し、法に基づいて厳格に平等に判決を下すことを目指す。そのため、司法制度は平等な法手続きの実施を担保すると同時に、被害者・加害者の生々しい感情を疎外することになる。こうした制度上の問題があるために、当事者が裁判の終結後も心理的葛藤を抱え続けることが少なくない。

このような近代司法制度の問題を厳しく批判してきたのは、修復的正義(restorative justice)の研究・実践を進める一派である。修復的正義の論者は、主に刑事事件において、裁判で被害者と加害者の心情が置き去りにされていることや、当事者が紛争解決の手続きから疎外されていることを指摘した。修復的正義のアイデアは欧米諸国を中心に、1970年代から急速に広まった。国際的な刑事司法改革の潮流においても修復的正義は重視されるようになり、国連でも2000年に「ウィーン宣言」が採択され、修復的正義の積極的な活用が推奨された¹。

他方、日本における修復的正義の研究は、輸入学問として始まっている²。日本における修復的正義の源流を探る試みはなされているものの、いまだに明確ではない。また、「修復的正義は日本において可能なのか」という問いが繰り返され³、「日本では自己主張を基にした対話の文化がないので、修復的正義の実践は難しい」と考える人も少なくない⁴。

*同志社大学嘱託講師、龍谷大学矯正保護総合センター嘱託研究員。

電子メール：<http://orika.nobody.jp> の送信フォームより。

¹ 修復的正義については自著 [2017] で詳しく述べた。

² 西村 [2015]、102頁。

³ 修復的正義の日本での実施に懐疑的な論文としては瀬川 [2005] などがある。

⁴ 私が修復的正義に関する講演会や研究会で報告を行うたびに、質疑応答でほとんど毎回出るの

しかしながら、日本において被害者・加害者の対話の試みは繰り返し行われている。その原型は、明治近代化以前の「百姓一揆」にも見出せる⁵。たとえば中世の百姓たちは「実力行使⁶」を用いて、苛政を敷く領主たちに自己の主張を通そうとした。また、近世においては、訴状を書く「「もの言う」百姓たち⁷」があり、「実力行使」から「訴訟」へと行動様式を変えていく⁸。その訴状である「目安」が広く読み書きの教本として共有されていたことを示す研究もある⁹。日本においても、被害者は加害者に対して「言いたいことがある」とずっと思ってきたし、実際に行動してきたのである¹⁰。

さらに、近代以降に発生した「水俣病問題¹¹」に目を転じると、民衆による被害者・加害者対話の試みは、より鮮明に確認することができる。1956年に公式確認された「水俣病」は、チッソ株式会社（以下、チッソ）の工場排水が原因で起きた中枢神経疾患である。チッソの工場排水による環境汚染や水俣病発生について、被害者となった民衆は賠償を求めて繰り返し対話を申し入れている。しかしながら、被害者と加害者の力の不均衡により、被害者は不当に抑圧されることとなった。そこで、被害者は1969年に賠償を求めて訴訟を起こすに至った。それに加えて注目すべきことは、水俣病の被害者は1970年の一株運動において、チッソの株主総会に押しかけ、チッソの社長に対して怒りをぶつけ、「お前も水銀を飲め」と迫り、直接謝罪することを要求したことである。これらの当事者の行動の核にあるのは〈被害者の情念〉である。

も、この二つのコメントである。

⁵ 紛争解決の視点による百姓一揆の研究は、八鍬友広が精力的に進めてきた。以下は八鍬の『闘いを記憶する百姓たち』を参照している。

⁶ 八鍬は「実力行使」は「自力救済」とも言われ、洋の東西を問わず広く行われていたことを指摘している。（八鍬 [2017]、2頁）。

⁷ 八鍬 [2017]、13頁。

⁸ 八鍬 [2017]、32頁

⁹ 八鍬 [2017] 参照。

¹⁰ このような「一揆」について、修復的正義の観点から研究した論文はない。従来の修復的正義の日本研究では、「示談」や「恥の文化」は取り上げられてきたが、民衆の中に沈潜した〈被害者の情念〉は明らかにされていない。今後、日本における修復的正義の文化の研究として、「百姓一揆」はもちろんのこと、宗教に基づく「一向一揆」「天草の乱」等を取り上げる必要があるだろう。また、近年の中世史研究においても「一揆」についての再検討が行われている。中世史研究者の呉座は、一揆を民衆の「革命」とみなす先行研究を批判し、特に島原の乱以降の百姓一揆は武力を伴わない「強訴」へと移行したことを指摘する。呉座は「強訴はやはり「訴訟」なのであった（呉座 [2015]、59頁。初出、2012年）」としている。呉座は民衆運動礼賛の危険を指摘しつつも、一揆契上を通じた人間関係の構築に焦点当て、新しい一揆研究を切り拓いている。以上のような一揆研究を踏まえ、日本における修復的正義の歴史的研究が必要だろう。なお、この修復的正義の研究における「一揆」の重要性については、一株運動の提唱者である後藤孝典氏からパーソナルコミュニケーションの中で示唆を受けた。

¹¹ 水俣病は被害-加害関係が明白であり、「水俣病事件」と呼ばれることもあるが、私はチッソの引き起こした環境汚染、とその影響、地域コミュニティの紛争などを広く、長いタイムスパンの問題として捉えたいため、「水俣病問題」という語を用いている。

注意しておきたいのは、水俣病の被害者の行動は、欧米の修復的正義とは全く関係のないところで、自生的に発生していることである。他方、そもそも修復的正義の研究と実践は、世界各地にある自生的な民衆の紛争解決の方法に着目して進められてきた。すなわち、水俣病問題において、〈被害者の情念〉とそれを起点にした対話の試みを研究することは、まさに修復的正義の研究に位置付けられるのである。水俣の事例に注目することで、日本における修復的正義の新しい「被害者・加害者対話」の研究を切り拓くことができるだろう。

そこで、一株運動に焦点を当て、〈被害者の情念〉に基づいた被害者・加害者対話の一例として検討したい。一株運動とは市民運動の一形態である。企業の社会的責任を問うために、市民が一株または少数株を購入して株主総会の出席権を得る。株主総会には代表取締役が出席しなければならないため、必ず社長が出てくることになる。そこで、市民は株主として社長と対話することが可能になる。1981年の商法改正までは、株式を一株ごとに購入できたため、一株運動は市民運動の手法のひとつとして広がっていった¹²。

一株運動に注目を集まる契機となったのが、1970年11月28日に開かれたチッソ株主総会である。このとき、一株運動を提唱したのは弁護士の後藤孝典である。後藤は〈被害者の情念〉に重きを置き、水俣病患者とその家族が加害者に対して感情を発露させる場として、一株運動を構想した。実際にこの一株運動では、被害者がそろいの白装束に身を包み、御詠歌を唱和しながら、支援者とともに株主総会に出席し、チッソの江頭豊社長（当時）に自分たちの怒りをぶつけた。総会は被害者の言動を無視して、たった4分間で総会の決議を行った。その際に江頭社長は、後藤が壇上に向かって示していた修正動議も無視している。さらに、江頭社長が総会を無理やり閉会しようとした。その江頭社長に対して、被害者や支援者、一株株主らは罵声を浴びせた。江頭社長は、その場では土下座をして被害者に謝罪したものの、総会が終わった後には「決議が問題なく行われた」とチッソの株主に報告をしている。こうした江頭社長の総会の議事進行には問題があったため、後藤は「決議取消請求」の訴訟を起し、地裁・高裁・最高裁のすべてで勝訴している。

一株運動の先行研究については、「決議取消請求事件」の判例研究の蓄積は十分にあるが、商法の分野での、株式会社の総会の運営方法について論じたものが大多数である¹³。他方、人文社会学における一株運動の研究はほとんど見当たらない。宗教学の分野で、萩原修子「水俣病事件と「もうひとつのこの世」」が一株運動に触れているが、白装束や御詠歌などを取り上げ、運動の中に「極め

¹² 当時の一株運動の広がりについては、後藤孝典編[1971]に詳しい。

¹³ 商法の分野での、近年での研究については、法学者の奥島孝康が一株運動を取り上げ、この訴訟を通して「根本的な問題は、わずか数分で総会を終了させようとする特殊日本的な総会運営の方法そのもの」（奥島 [1993]、99頁）が問題化されたとして再評価している。

で宗教的な装いが見られる¹⁴⁾ことを指摘するのにとどまっている。

先行研究の中で唯一、「一株運動」について私の言うところの〈被害者の情念〉の問題に言及しているのは、成元哲「承認をめぐる闘争としての水俣病運動」である。成は論文中で以下のように述べる。

患者やその家族が地域社会から排除され、水俣病と法的に承認されたら、それを仕返ししてやりたいという感情、しかも怨念ともいえるべき激しい感情が露呈されていた。しかもそれは、本来、近代的な裁判では望みようもない質のものである。その意味で水俣病運動は、前近代的でおおよそ論理的ではないともいえる怨みを武器に挑んだ闘いであった¹⁵⁾。

以上の箇所は、成も私と同様に水俣病問題における〈被害者の情念〉を捉えてようとしていると言えるだろう。また、成はこうした被害者の感情や怨念を重視した水俣病運動の一例として、一株運動を取り上げている¹⁶⁾。しかしながら、成は一株運動の事例の詳細な検討はしておらず、〈被害者の情念〉がいかなる行動に結びつき、いかにして患者の運動が成功したのか、という内実を明らかにしていない。そこで、本論文では、〈被害者の情念〉を切り口に、被害者・加害者対話としての一株運動の詳細な検討を行う。検討は以下の手順で行う。

第1章では、「一株運動以前の被害者・加害者対話の試み」を短く概括する。水俣では被害者が繰り返し、加害者への直接の異議申し立てを行おうとしているが、被害者と加害者の力関係が不均衡であることや、第三者の介入があることによって、十分に対話を行うことができなかった。第2章では、「一株運動とその思想」について検討する。一株運動の提唱者である後藤孝典は、当時の日記の中で〈被害者・加害者対話の思想〉を個人的に書き記している。そこで構想されている一株運動は、チッソ株主総会を舞台として水俣病の〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉へと転化する思想運動であった。後藤の日記を読み解き、一株運動の思想的根拠を明らかにするとともに、実際に一株運動を担っていった活動団体の動向について当時のビラをもとに分析を行う。第3章では、実際に行われた株主総会で、いかにして水俣病の〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉へと転化したのかについて、白装束や御詠歌、浜元フミヨの訴えなどの具体例を挙げながら検討する。さらに、こうした〈被害者の表現〉がどのように伝播していったのかを分析し、一株運動の意義を改めて考察する。本論文を通して、一株運動が法的正義とは異なる領域で花開いた、民衆による正義を

¹⁴⁾ 萩原 [2018]、112 頁。

¹⁵⁾ 成 [2003]、12 頁。

¹⁶⁾ 前掲書、13 頁。

求める活動、すなわち修復的正義の実践であったことが明らかになるだろう。

第1章 一株運動以前の被害者・加害者対話の試み

水俣病問題において、チッソによる環境汚染が始まって以来、被害者は常に加害者に対して「言いたいことがある」と思ってきた。ここでは、一株運動以前の被害者・加害者対話の試みを短く概括しておきたい。その前に、水俣地域とチッソの歴史を簡単にまとめておく¹⁷。

チッソは1932年からアセトアルデヒドの製造を開始し、工場排水を水俣湾に流し始めた。その汚水により漁業に悪影響が出たため、漁民は1943年と1951年に漁業補償を受けている。しかしながら、チッソはこれらの補償と引き換えに、漁民に一切の異議申し立てをしないことを約束させた。チッソによる環境汚染と補償は、戦前より長きにわたり繰り返されてきた。

1951年より、チッソはアセトアルデヒドの生成過程を変更した。このことにより、水俣病の発生原因であるメチル水銀が生成される危険が高まった。1952年にはチッソはアセトアルデヒドの増産を行う。その結果、いつその環境汚染が進み、漁民の日々の暮らしの中でも魚介類や猫の異常が観察されるようになった。

1953年に公式第一号の水俣病患者が発病し¹⁸、1956年に水俣病の発生が公式確認された。同年に熊本大学医学部に水俣病研究班が設置され、原因究明が開始された。その間も水俣病患者は増え続けた。チッソは批判を避けるために、工場の排水路を水俣川河口に変更した。しかしながら、そのことにより汚水がより広い範囲に流れ、不知火海全域に環境汚染が広がった。

1959年7月に熊本大学医学部水俣病研究班が水俣病の発生について「有機水銀説」を発表する。この研究班は、水俣病は水俣湾周辺の魚介類を食べることで起きると結論づけた。同時期に、チッソの工場附属病院の細川一医師が猫実験¹⁹により、チッソの工場排水が水俣病の原因となっていることを明らかにした。しかしながら、この情報はチッソの会社内で極秘扱いとされ、発表されなかった。すなわち、この時期にチッソの内部では水俣病の原因が工場排水であるという実証報告がされていたのである。また、社会的にも水俣病の原因はチッソの工場排水であろうと推察されており、チッソに責任があることはほとんど明白であった。それにも関わらず、チッソは排水水路の変更やサイクレーター（実

¹⁷ 以下で述べる歴史については、富樫 [1995] の略年表冊子を参照した。

¹⁸ あくまでもこれは公式に確認された水俣病患者の発病年であり、それ以前にも水俣病患者はいたと思われる。

¹⁹ チッソの工場排水をかけた魚を猫に食べさせるという実験である。同実験で猫400号が水俣病を発症したことにより、水俣病のチッソの工場排水が水俣病の原因であることを突き止めた。

際には役に立たない) の設置などの表向きの対策で世論の批判を避けようとするのみで、工場排水の流出は一度も止めなかった。チッソは 1966 年に排水処理のできる完全循環方式が完成するまで、水俣病の原因となる工場排水を流出させ、患者を増やし続けた。

以上の経緯を踏まえた上で、チッソと被害者の間の主な被害者・加害者対話の例として、(1)漁民闘争(2)見舞金契約(3)法廷闘争の三つを取り上げたい。

(1) 漁民闘争

漁民闘争は、漁民とチッソの間で二度起きている。1956 年に水俣病が公式に確認され、その原因がチッソの工場排水にある可能性が高くなった。そのため多くの鮮魚店は水俣近海の魚介の販売自粛を行う。鮮魚店に魚を売ることができなくなった漁民は、経済的に困窮していった。そこで、漁民はチッソに交渉して漁業補償を求めることにする²⁰。

第一次漁民闘争は、1959 年 8 月に行われた。漁民はチッソに対して漁業補償を求めたが、チッソ側は十分な補償を提示しなかった。そのため、約 300 人の漁民は怒って座り込みを行ない、工場内への乱入を行なった。しかしながら、チッソと漁民の交渉が長引き、漁民はさらに困窮していく。そこで、漁民は水俣市長らあっせん委員会の仲介を受け入れ、妥結せざるを得なかった。

続いて、第二次漁民闘争が 1959 年 10 月に始まった。こちらは広域の約 1500 人の漁民たちが漁船で百間港に集合し、チッソに交渉を求めた。チッソは交渉を拒否したが、漁民たちは工場に押し入り、投石を行った。さらに 11 月 2 日には、約 2000 人の漁民が結集し、デモを行い、工場に侵入して施設を破壊した²¹。これに対しては、県知事らの調停委員が介入し、漁民は妥結した。

以上の二度にわたる漁民闘争は、漁民たちの〈被害者の情念〉に突き動かされて起きた、「実力行使」であると言える。すなわち、被害者としての怒りや怨念によって、漁民たちは立ち上がったのである。本来は、チッソは被害者からの訴えに応じ、対話を通して紛争を解決すべきであった。しかしながら、チッソは被害者と加害者の力関係が不均衡であることを利用して、十分な補償に応じなかった。そのため、被害者は暴動を起こして自らの主張を通そうとするしかなかった。漁民の苦闘にも関わらず、チッソは被害者の訴えを無視し、第三者であるあっせん委員会や調停員の介入を利用することで、自分たちに有利である補償案を飲ませることに成功した。このとき、被害者・加害者対話は途絶している。

²⁰ この時点での交渉は、あくまでも漁民への補償を求めるもので、水俣病の患者への補償ではない。

²¹ 後藤孝典は、漁民たちの組織だった侵入行為に対して、「指揮者たちは大戦中の戦闘を体験しているから本格的であった」（後藤 [1995]、81 頁）と指摘している。

(2) 見舞金契約

他方、水俣病を発症した患者たちは、一般の漁民より困窮していた。身体の不調によって漁に出ることもままならず、家族の看病に追われ、親族や近隣住民からの差別に苦しんだ。そこで、水俣病患者とその家族（以下、「被害者²²」と総称する）は、水俣病患者家族互助会を組織し、1959年11月にチッソの工場前で座り込みを開始した。チッソは漁業補償については部分的に了承したものの、水俣病の被害者に対する補償は拒否していた。そこで、被害者は「実力行使」以外の方法が取れず、女性や子どもも含めた被害者が座り込みに参加した。これに対して、水俣市長や市議会議員が介入を行い、いわゆる「見舞金契約」が結ばれることになった。

見舞金契約は、チッソが水俣病患者に提示した契約である。これは、あくまでも「見舞金」であり、水俣病発生に対して責任を認める「補償金」ではない。チッソが被害者を「気の毒に思う」から渡すのであって、「加害の責任を果たす」ために渡すわけではない。さらに、この見舞金契約で提示される見舞金は非常に低額であり、被害者にとって不利な条件を含んでいる。その条件とは、水俣病の原因がチッソの工場排水でない場合には加害者は見舞金を打ち切ることができる²³、というものである。また、水俣病の原因がチッソの工場排水であった場合には、新たな補償金の要求を一切行わない²⁴、というものである。この契約は、水俣病の原因がチッソの工場排水にあってもなくても被害者に不利に働くという不平等なものである²⁵。しかしながら、困窮する被害者は生活上の困難を

²² ここで「被害者」という総称を使用するのは、水俣でチッソの工場排水による影響を受けた人たちの、法的な「水俣病患者」の区分・医学的な「水俣病患者」の区分とは別のカテゴリーを使用したいためである。「誰が水俣病患者であるのか？」という線引きの問題は、訴訟以降に深刻化し、「認定問題」として現在に至るまで続いている。しかしながら、チッソが危険な工場排水を流出させなければ、この認定の問題も起きなかった。私はここで「水俣病の被害者」という総称を用いることで、チッソの工場排水の影響で害を被った人全般を含めたいと考えている。しかしながら、本論文で中心的に取り上げるのはいわゆる「第一次訴訟」の原告である。そのため、本論文に限れば、「水俣病の被害者」とは、実質的には「水俣病患者とその家族」として広く認められている人びとのことを指すことが多い。

²³ 見舞金契約の第四条。「甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その日を以って見舞金の交付を打ち切るものとする。」

²⁴ 見舞金契約の第五条。「乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな保証金の要求は一切行わないものとする。覚書第二項 原契約第一条の見舞金には患者の近親者（父母、配偶者、子）に対する慰謝料を含むものとする。」

²⁵ 見舞金契約の第五条については、のちに水俣病の原因がチッソの工場排水にあると確定した1968年に、被害者が裁判を起こす妨げになると思われたが、法律家によってこの見舞金契約は無効であるという論証がなされている。第一に、見舞金契約をした当時、患者の主なチッソへの申し立ては「不法行為に対する損害賠償」ではなく、あくまでも「生活困窮を理由とした陳情」であり、損害賠償の和解契約であるとはみなせない。第二に、仮に和解契約の合意があったとみなせたとしても、第四条は水俣病の原因が不明であることを前提にしているため、この契約が効

乗り切るために見舞金契約を受け入れざるを得なかった。

見舞金契約についても、被害者は〈被害者の情念〉によって、座り込みという「実力行使」をせざるを得なかった。しかしながら、チッソはここでも被害者・加害者対話には応じることなく、困窮した被害者に対して、不利な契約を飲ませることに成功している。

法学者である富樫貞夫は、「見舞金契約」のような示談は、公害の被害者が飲まされる契約の典型例であるとし、「補償問題はもっぱら「徳義上の問題」として取り扱われ、その大部分は加害者と被害者の現実の力関係によって処理されてしまうのである²⁶」と述べている。すなわち、そもそも弱い立場にある被害者にとって、加害者との対等な対話は困難なのである。

さらに富樫は、以上の(1)漁民闘争と(2)見舞金契約の補償交渉には、共通した構造があることを以下のように指摘している。

以上三つの補償処理（引用者注：第一次漁民闘争、第二次漁民闘争、見舞金契約のこと）はいずれも同じ類型に属する。当事者間の補償交渉が行きづまって、デモ・座りこみ・騒動が起こり、交渉が決裂する。会社側は交渉決裂状態でも操業をつづけられるが、漁民や患者は交渉が長びくほど生活に窮してしまう。そこで調停ないしあっせん機関が動き出し、要求額をはるかに下まわるあっせん案の提示となる。しかも、補償額は現実の被害額を基礎とするものではない。いずれの場合をみても、提示後の交渉の余地はなく、被害者側はあっせん委員らに説得されて、結局、ほぼあっせん案の線で妥協する。あっせん・調停といっても、実質は仲裁に近い。これが水俣病補償処理の原型というべきパターンである²⁷。

以上で富樫が指摘するのは、被害者・加害者対話が途絶するパターンである。

このパターンを私の言葉で説明するならば次のようになるだろう。漁民も水俣病患者も、〈被害者の情念〉に突き動かされて、加害者との交渉を求める。被害者・加害者対話を行おうとするのである。しかしながら、加害者であるチッソは全く応じない。そのため、「実力行使」によって、加害者を引きずり出そうとする。しかしながら、被害者と加害者の力関係が不均衡であるため、加害者は被害者を無視することができる。そこに出てくるのが、第三者の介入である。

力を持つのは、原因が確定するまでであると考えられる。第五条についても、原因が確定するまでは損害賠償はしないという趣旨であると解釈できる。第三に、このような見舞金契約を困窮した被害者に押し付けることは公序良俗に反するため、無効である。以上の解釈については、富樫の論（富樫 [1995]、67-72 頁。初出は 1973 年）を参照した。

²⁶ 前掲書、61 頁。（初出は 1970 年）。

²⁷ 前掲書、58 頁。

ここにおいて、加害者は被害者との対面を避け、自分たちに有利な条件を被害者に飲ませるのである。すなわち、対話を拒否することにより、加害者は利益を得るのである。

以上の(1)漁民闘争と(2)見舞金契約の経緯を確認してわかることは、被害者である漁民や水俣病患者は、繰り返し被害者・加害者対話を「実力行使」も含めて求めてきたことである。その対話が途絶したのは、チッソが拒否したからであり、被害者が沈黙したからではない。見舞金契約以降、10年近く、水俣では被害者の補償を求める働きかけが途絶える。これは、チッソが被害者の声を奪い、黙らせたことが原因である。しかしながら、被害者の、加害者に対して「言いたいことがある」という〈被害者の情念〉が消えていなかったことは、その後の法廷闘争で明らかになっていく。

(3)法廷闘争

1968年9月の政府の正式見解によって、水俣病の原因はチッソの工場排水中のメチル水銀であることが明らかになり、再び水俣病患者への補償問題が持ち上がる。これについても、チッソは厚生省の水俣病補償処理委員会を通して、第三者の介入によるあっせんを受け、補償問題を解決しようとした。水俣病患者家庭互助会の約三分の二（一任派）はこのあっせん案を受け入れる。チッソは前述したパターンにより、補償問題を少額の金銭を被害者に渡すことにより解決しようとしたのである。

しかしながら、水俣病患者家庭互助会の約三分の一（訴訟派）はあっせんを拒否し、チッソに対する損害賠償請求の訴訟を起こすことを選んだ。このことにより、水俣病患者家庭互助会は「一任派」と「訴訟派」に分裂することになる。訴訟派は水俣地域では少数であり、孤立することになったが、水俣病が社会問題として大きく注目されることにより、全国から支援が集まった。1969年5月に水俣病訴訟弁護団が発足し、6月に熊本地裁にチッソを相手取った損害賠償請求訴訟を提訴した（第一次訴訟）。裁判には、全国からの支援が集まり、法律家が優れた法論を組み立てた²⁸ことで有利に進み、1973年3月に原告勝訴の判決が出た。

司法制度の特徴は国家権力を背景とした強制力を持つことにある。訴訟以前、チッソは被害者・加害者対話を拒絶することで、有利な条件を被害者に飲ませてきた。しかしながら、裁判ではチッソは法廷に引きずり出されることになり、自らの主張と被害者の主張を突き合わせて闘わなければならない。ここにおい

²⁸ 裁判の実質的な法理論を組み立てたのは、訴訟弁護団ではなく、富樫貞夫らの立ち上げた「水俣病研究会」であった。評論家である渡辺京二の回想によれば、弁護団は水俣病についての知識が乏しく、裁判の準備書面が十分に書けないため、渡辺が前述した富樫に声をかけて研究会を立ち上げた（渡辺 [2017]、187頁参照。初出は1990年の講演）。

て、両者の弁護人を通して、被害者と加害者の論理が正面から衝突することになる。

他方、司法制度においては、弁護人が論を闘わせることになり、被害者と加害者は直接参加することができない。法律の専門家による、専門用語の技術的な討論が主なやりとりになる。法廷において、〈被害者の情念〉を加害者にぶつける場はほとんどない。そのため、水俣病の被害者は、実際には裁判で被害者・加害者対話を行うことはできなかった。〈被害者の情念〉は行き場をなくしてしまったのである。この問題について被害者自身は敏感に察知していた。評論家である渡辺京二は「患者は裁判のそもそもの第一回から、自分たちの欲求がけっして裁判によっては表現されぬことを直観した²⁹」と指摘している。渡辺のこの指摘によれば、被害者は心から裁判を望み、勝ちたいと思いながら、そこからこぼれ落ちるものがあることをすぐに悟ったのである。渡辺は、裁判は「しんきくさい営み³⁰」であると表現し、以下のように述べる。

（前略）現実に水俣病患者は保証金を必要とするのである。裁判が提起されるゆえんであるが、患者とその家族が裁判にかけた気持は単にそれだけではない。彼らはこの世に人間的道理が行われることを求めたのである³¹。

以上のように、渡辺は被害者が裁判において補償金を求めていることを認めている。他方、それ以外の「人間的道理が行われること」も同時に求めていると主張する。渡辺によれば、ここでいう被害者の求める「人間的道理」とは、「村落共同体の論理と心情³²」である。渡辺は次のように解説する。

それ（引用者注：「人間的道理」のこと）は言葉をかえれば、村落共同体の論理と心情とってよい。そこでは共同体員の利益は相互扶助によって維持され、共同体に災いをもたらしたものは罰せられ、追放される。チツソは当然罰せられ、災いは償われるべきである。患者はこの村落共同体的権利の回復を、公権力たる裁判所に求めたともいえる。もちろん、裁判所がチツソを裁くのは、そういう論理によってではない。患者は裁判のそもそもの第一回から、自分たちの欲求がけっして裁判によっては表現されぬことを直観した。裁判は彼らの欲求の仮装形態にすぎない。真の欲望の表現形態を求めて、にじり寄る一步にすぎない³³。

²⁹ 渡辺 [1972]、172 頁。（初出は 1971 年）。

³⁰ 前掲書、170 頁。

³¹ 前掲書、171 頁。

³² 前掲書、172 頁。

³³ 同上。

以上のように渡辺は、被害者について、裁判を通して加害者が罰を受け、罪を償うことを求めていたと分析する。ここで述べられる「罰」と「償い」とは、法律に基づく「適正な処罰」や「妥当な損害回復」ではなく、共同体内の中での人間と人間の関係における「罰」と「償い」である。すなわち、加害者が報いを受けて苦しみ、心からの謝罪とお詫びをし、共同体の秩序を回復しなければならないのである³⁴。他方、渡辺は被害者が、司法制度内では、このような「罰」と「償い」が実現されないことを知りながら、「真の欲望の表現形態」を模索していることを指摘する。

渡辺の言うところの「人間的道理が行われること」とは、〈被害者の情念〉が起点となる被害者・加害者対話の実現であると、私は考えている。水俣病の被害者は、実力行使による自力救済が不可能であるため、近代刑事司法制度を通して被害者・加害者対話を求めた。しかしながら、法廷で行われる対話は、〈被害者の情念〉を排除してしまう。そのことを、水俣病の被害者自身も鋭敏に察知していたのである。

そこで鍵となるのは、渡辺の指摘する、被害者の「真の欲望の表現形態」³⁵のありようである。〈被害者の情念〉は裁判では表現できなかったが、代わりに被害者・加害者対話の実現である一株運動では、瞬間的に見事に結実したのではないかと、私は考える。すなわち、「一株運動」において、「真の欲望の表現形態」の一部を垣間見ることができるのである。それは、どんな形式であり、どのようにして実現されたのだろうか。その問いに答えるために、次章では、「一株運動とその思想」の詳細を検討する。その前に、再度確認しておきたいのは、「〈被害者の情念〉に基づく被害者・加害者対話の試みが被害者によって何度も繰り返されていた」ということである。この被害者の自力救済を目指す苦闘の歴史を経て、一株運動における被害者・加害者対話は花開いていくのである。

³⁴ この発想は、「はじめに」で紹介した「修復的正義(restorative justice)」のアイデアと重なるものである。修復的正義は、近代司法制度を批判し、共同体内での紛争解決を行うことを目指す。その時に中心になるのが「心からの謝罪と補償」である。水俣病患者とその家族はもちろん、渡辺京二も修復的正義とは全く関係がなく、被害者と加害者の関係についての考察を展開しているが、かれらの考えていたことは世界各地で起きていた国際的な司法制度改革の潮流と一致していることを指摘しておく。

³⁵ 渡辺は、「真の欲望の表現形態」について、石牟礼道子の「もうひとつのこの世」という語を用いて論理を展開しようとしている。水俣病問題を哲学的に考える上で、「もうひとつのこの世」は避けて通れない概念である。しかしながら、「もうひとつのこの世」は掴みどころのない、非常に難解な概念であるため、稿を改めて集中的に議論したい。

第2章 一株運動とその思想

水俣病問題における一株運動を考案したのは、弁護士の後藤孝典である³⁶。1970年5月頃に後藤は、水俣病裁判の弁護団の組み換えの話があるとして、熊本に呼ばれた。しかしながら、熊本に行ってみると、弁護団の組み換えの話はまとまる見込みがない。そこで後藤は一人で車に乗って水俣へ向かい、現地の様子を観察し、患者の家を訪問した。その経験をもとに次のように考えた。

私は、代理人として訴訟を担うのではなく、裸の個人として、患者被害者を支援する、何かできることはないかと思った。被害者たちは存在だけで人の心に訴える力があり、代理人を必要としない³⁷。

以上のように、後藤は法律家としてではなく、個人として水俣に関わっていく決意を固める。後藤は水俣病患者にとって裁判は「あまりにもみじめな自分の救いを求めざるを得ない、自己回復の場であった³⁸」ことに気づく。他方、「裁判闘争という言葉はあるが、裁判は、制度が命ずる定義された言葉をやりとりする仕組みだから、弁護士にとって闘争になりえても、原告本人の闘争にはなりにくい³⁹」と考察する。私の言葉に置き換えれば、裁判は〈被害者の情念〉の発露の場にならないということである。後藤は、〈被害者の情念〉に基づく被害者・加害者対話を実現する場を単独で模索した。そして、以下のように「一株運動」のアイデアを思いつく。

中野区方南町のアパートで熱めの風呂にはいって考えているとき、ある考えがうかんだ。前の年の秋、私はある会社の株主総会に出席したことがあった。株主総会であれば社長は必ず出席せざるを得ない。患者がそこへ出席することができれば社長に会うことはできる。その場所さえ確保できれば、患者の魂魄が秘めるエネルギーはチッソの社長を凌駕するに違いない。その時ある魂の解放が得られるはずだ⁴⁰。

以上の一株運動のアイデアにおいて、後藤の慧眼と言うべき点は、株主総会であれば社長を被害者の前に引きずり出せると気づいたことである。第1章で述べたように、被害者は何度も加害者との対話を望んできた。他方、加害者で

³⁶ 以下は後藤自身の回想録である後藤 [1995] (pp.138-141) を参照する。

³⁷ 後藤 [1995]、139 頁。

³⁸ 同上。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 前掲書、139-140 頁。

あるチッソは、不均衡な力関係を背景にして、被害者との対話を拒否してきた。そこで、加害者を引きずり出す唯一の方法は法廷闘争であると思われたが、〈被害者の情念〉を起点とした被害者・加害者対話は裁判でも制度に阻まれて不可能であった。しかしながら、株主総会ではチッソの社長は出席せざるを得ない。また、株主総会では、株を持っている人は誰でも発言権を持つことができる。その上、株主の発言の形態は、裁判とは違って細かな制限がなく、比較的自由である。したがって、株主総会では、〈被害者の情念〉を起点とした被害者・加害者対話の場を拓くことが可能なのである。

後藤は一株運動を思いつくと、すぐにチッソの株式を一万株買い入れた。その株を持って、「東京・水俣病を告発する会」の七月例会に参加する⁴¹。後藤はその場で一株運動を提案し、賛同者を募った。集会では後藤に対する批判も飛び交ったが、最終的には賛意が得られる。「東京・水俣病を告発する会」は、水俣病の被害者の同意が得られ次第、一株運動に取り組むことを決めたのである。その結果を受けて、後藤は7月21日に水俣へ向かい、水俣病の被害者に会うことになった⁴²。

7月21日のやり取りについては、土本典昭監督のドキュメンタリー映画『水俣一患者さんとその世界』の中に映像が残っている。後藤が一株運動の説明について切り出すと、水俣病の被害者は、最初は怪訝な顔をしている。だが、後藤が「やっぱり（引用者注：水俣病の問題が）重いのはね、四十何名が死んでるじゃないかと⁴³」と話す一気に場は緊迫する。そして、後藤が「……会社はこれに対して、もう十何年間も責任がありましたと、ひとことも言ってない。そんな馬鹿な話はないわけです。それを言わせようじゃないですか⁴⁴」と言うと、水俣病訴訟の原告団長である渡辺栄蔵が「……そういうことが可能になれば、

⁴¹ 「東京・水俣病を告発する会」は1970年6月28日に結成集会を開いたところであった。後藤は、同会の活動開始直後の第1回例会で一株運動の提案を持ち込んだことになる。

⁴² 後藤[1995]、140-141頁参照。ここで後藤は7月18日に東京で光化学スモッグ事件が起き、その3日後に「水俣出月の浜元フミヨ（両親が水俣病で死亡、弟の二徳も患者）の家に訴訟派患者と市民会議のおもだった人たち三〇人ほどが集まった（後藤[1995]、140頁）」と書いている。熊本の「水俣病を告発する会」は機関紙『告発』第17号でも、患者が一株運動へ参加することに同意したという記事は、7月21日付になっている。（『告発』第17号[1970年10月25日]、1頁）しかし、「東京・水俣病を告発する会」の機関紙『苦海』第2号では、「東京日誌」という見出しの記事で、7月19日の記録として「後藤弁護士水俣入り、持株運動についての患者さんの基本的諒解を得る」（『苦海』[1970年9月15日]、第2号、2頁）と書いてある。日付がずれているが、熊本の「水俣病を告発する会」と後藤の記述が一致するため、おそらく7月21日だろう。映画『水俣一患者さんとその世界』では、テロップが9月21日になっているが、これは誤りである（『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ）。

⁴³ 以下の引用については、インターネット上の「土本典昭文書データベース」を参照している。三点リーダーは「・・・」で表記されていたが、「……」に直し、半角の記号は全角に直した。また、「!」「?」のあとは1マス空けた。『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ。

⁴⁴ 『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ。

わたくしはまあ、いいことだと思いますなあ⁴⁵」と答えた。そうすると、水俣病患者の被害者たち口を開き始め、議論が盛り上がる。その様子について、作家の石牟礼道子は『苦海浄土』第二部で、以下のように生き生きと描き出している。

（前略）裁判に通いはじめてみると、それはそれで肝要なことだが、水俣から積年の思いをつのらせながら、はるばる病身を運ぶのに、法廷には目ざすチッソ幹部の姿はみえず、代理人やチッソ側弁護士が来るばかりである。のっぺらぼうの法廷用語はもどかしく、自分らの思いを直接表現できぬことに、患者たちはいささか気落ちしていた。

何かが展開しそうだという気分が、後藤氏の機関銃速射のような口調を聞くうちに立ち込めて、いつもは発言せぬものも口をひらいた。訴訟の進行とにらみ合せてわいわいがやがやの戦術会議が昂奮の中でなされた⁴⁶。

以上で石牟礼が描くように、水俣病の被害者たちは後藤の提案する一株運動に法廷闘争以外の被害者・加害者対話の展望を見出して沸き立つ。映画『水俣一患者さんとその世界』の映像の中では、水俣病の被害者の支援に尽力した、水俣市民会議の日吉フミコ（市議会議員）が、この会議で「こらあやっぱ、裁判闘争は楽しみもなからにやいかんでな。そりやいっちょ、やろうじやなかるか⁴⁷」と笑い転げている。また、水俣病患者である田中実子の父、田中義光が「（引用者注：自分たちが株を）うんともってりや、（引用者注：社長は自分たちにとって）うんとよかこと言うごて⁴⁸」と大笑いしている。ここで後藤が「とにかく行きましょう、十一月末に、大阪か東京へ⁴⁹」と提案すると、誰かが「こうなりや観光旅行たい、な⁵⁰」と冗談めかして答えている。この映像からは、水俣病の被害者たちが後藤の一株運動の提案を面白がり、実行に賛同した様子が伝わってくる。

ここまで見てきたように、被害者である水俣病患者とその家族は、社長に直接「ものを言う」機会を得られそうな一株運動を好意的に受け入れている。ここで被害者は、加害者に対して「言いたいことがある」と思っているのである。後藤の一株運動の提案によって、それまで水俣で何度も途絶してきた、〈被害者

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 石牟礼 [2011]（初出は2004年）、407頁。石牟礼の『苦海浄土』を資料として参照することの妥当性については、第3章で後述する。

⁴⁷ 『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 同上。

の情念)に基づく被害者・加害者対話は、実現の可能性が浮上してきた。以上のように、一株運動は、後藤が単独で思いついたアイデアから始まっている。その後、一株運動は支援者や患者を巻き込みながら、大きなうねりとなっていく、最終的には1500人以上がチッソ株主総会に押し寄せる事態へと繋がっていた。

(1) 後藤孝典の〈被害者・加害者対話の思想〉

ここで一株運動の発案者である後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉に焦点を当てたい。一株運動を提案した当時、後藤はまだ31歳の若手であった。後藤は「東京・水俣病を告発する会」の機関紙『苦海』で一株運動の思想を明晰に展開している。また、回想録である著書『沈黙と爆発 ドキュメント「水俣病事件」』を1995年に出版し、その中で自己の思想を明らかにしている。それらの公刊された文章の検討に入る前に、後藤が残している日記をもとに、後藤の思想の中核を探りたい。日記の日付は1970年10月31日と記されている。この日は一株運動の実行の約1ヶ月前にあたる。後藤の日記の中には、公表された文章よりも生々しい、気迫に満ちた思考の痕跡が残っている。

ノートを読む限り、後藤は熊本の「水俣病を告発する会⁵¹⁾」の出している機関紙『告発』第17号の記事を読んだようだ。『告発』第17号では、第一面に一株運動が取り上げられた。「水俣病を告発する会」は、一株運動を肯定的に取り上げた文章の中で、以下のように述べている。

多くの新しい仲間たちが、今、「自分にとって水俣病とは何か」という根源的な問いかけを己れ自身に課しつつ各々の場で独自の行動を展開しようとしている⁵²⁾。

以上の『告発』第17号に掲載された、「自分にとって水俣病とは何か」という問いかけに対する答えを探して、後藤は自問自答をしており、10月31日の日記にその思考についてのメモを残している。以下、日記をできる限りそのまま書き起こしたい。

「自分にとって水俣病とは何か」という問いに対し、後藤は自らの答えを「企

⁵¹⁾ 「水俣病を告発する会」は本田啓吉、渡辺京二、石牟礼道子らが始めた水俣病患者支援グループである。活動拠点は熊本であった。その後、「東京・水俣病を告発する会」をはじめとして「大阪・水俣病を告発する会」「京都・水俣病を告発する会」「名古屋・水俣病を告発する会」「福岡・水俣病を告発する会」など全国にグループができていく。しかしながら、熊本の「水俣病を告発する会」の渡辺は、勝手に全国にできたのであってももとは全国組織の支部ではないと明言している。そのため、熊本の「水俣病を告発する会」であって「熊本・水俣病を告発する会」ではない。

⁵²⁾ 『告発』第17号 [1970年10月25日]、1頁。(縮刷版『告発』[1971]、133頁)。

業—権力（支配者）—核兵器に対する怒り⁵³」であり、「それはまずなによりも怒り⁵⁴」であると書いている。さらにこの怒りについて「一匹の人間として生きたい。一匹の人間として存在したいと言う願いから発する怒り⁵⁵」であると書き加える。続けて、「なによりもまず怒り。極めて感情的です。情緒的感覚的」と述べたあとに、それは「近代的合理主義・産業主義—に対する怒り⁵⁶」であり、「表現として前近代的・非合理的で直情的で直観的⁵⁷」だと書く。

以上の日記の中で、後藤は自らの「怒り」に焦点を当てている。後藤の思考は二つの怒りの間で揺れ動いている。第一には、「企業—権力（支配者）—核兵器に対する怒り」という、社会的な怒りである。第二に、「一匹の人間として生きたい。一匹の人間として存在したいと言う願いから発する怒り」という、個人的な怒りである。ここでは、後藤の内部で、二つの怒りがないまぜになりながら、ふつふつと燃えたぎり、それが水俣病問題へ取り組む原動力になっていることが洞察されている。

次に後藤は日記の続きに、「その私の怒りが総会乗り込みを呼びかけるには一つの跳躍がある—その間隙⁵⁸を埋めるもの⁵⁹」と綴り、自問自答している。後藤はその自問自答に対して、「渡辺栄蔵氏外患者さん達の怒り⁶⁰」「怒りの同調⁶¹」と書き、「私の内部での増幅……のりうつり、片想い⁶²」と述べる。その次に「増幅された怒りの表現⁶³」「株主総会に乗り込もう⁶⁴」と続ける。さらに後藤は「市民運動……という言葉。客観的にはそうかもしれないが第三者の眼、第三者の嗅気を感じず。評論家的嗅気を感じず。私には市民運動をやっているという自覚はない⁶⁵」と述べている。

以上のように、後藤は自らの内部の怒りを、社会的な行動へ移すときに、〈被害者の情念〉への同調があることを直截に書きつけている。それも、こうした同調は「のりうつり」や「片想い」であり、一方的であることを指摘する。被

⁵³ 手書き資料、後藤 [1970年10月31日] (資料の使用については許可を得た)。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ 同上。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ この箇所「間」の次の文字は判別不能であるが、文脈から「間隙」「間断」に類する語だとと思われる。

⁵⁹ 同上。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 同上。

⁶² 同上。「片想い」という言葉は、『告発』第17号の「一株運動 私はこう思う」アンケートの石牟礼道子の回答に触発されたと思われる。(『告発』、第17号、1970年10月25日、4頁、縮刷版『告発』[1971]、136頁)。

⁶³ 同上。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 同上。

害者からの要請があるのではなく、自己が一方向的に〈被害者の情念〉の渦に身を投じていくのである。さらに、自己の内部にある怒りが、被害者と同調することで増幅され、その表現として一株運動への参加が生まれる。ここで後藤が書いているのは、論理ではなく感情に突き動かされて運動へ参加することに対する、迷いのない肯定である。後藤にとっての一株運動は、怒りに駆られ、被害者の感情に巻き込まれ、当事者とともに切実さを持って参加するという、情緒的なプロセスである。このように一株運動の運動原理は市民運動と異なることを後藤は明示している。一株運動は一般的には市民運動であるとみなされている。後藤はそのことを認めながらも、自らの一株運動への参加は、論理や理性、市民意識に基づくのではなく、被害者と一体化した激しい感情に基づくことを強調するのである。

ほかに、後藤はこの日の日記に「一株運動の思想的根拠」と題したメモを残している。後藤は「直接対決—素手で核兵器に立ち向かうイメージ⁶⁶」と書き、「患者の直接対決—裁判では治りがつかない⁶⁷」「その怨⁶⁸」と続けている。さらに「「企業の責任を追及する」とは何んなのかをとことん考えてみる必要がある⁶⁹」と提起し、「法律家、学者、インテリが落ち込む大きな穴—法的責任止り⁷⁰」と付け加えている。これについて「法は民衆のものである。法としては機能していない。法を民衆が奪還せねばならない⁷¹」「法的責任……結果として企業に損失があったという倫理的非難及び損害賠償金となって現象する⁷²」と書く。

以上のように、後藤は一株運動で水俣病の被害者がチツと対話することは、「素手で核兵器に立ち向かうイメージ」と表現し、強大な敵に個人が立ち向かう像を提起している。同時に後藤は、こうした弱いものが強いものに抗うイメージを、法律家や学者、インテリは法的責任の範囲でしか考えられず、「倫理的な非難及び損害賠償金」としてしか表現できないとしている。これは、企業の社会的責任を問う際に、大々的な批判声明を出したり、賠償金を少しでも釣り上げたりすることでしか、被害の凄惨さを表現できないという、インテリの表現の貧しさを指摘したものとも言えるだろう。

上の法律家や学者、インテリの問題に対して後藤は、より強靱な表現が必要であることを、以下のように日記に述べている。これについては、元の記事の文章に読みやすいようにスラッシュを入れ、書き起こしを引用する。

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 同上。

⁷¹ 同上。

⁷² 同上。

死者は甦えられない/患者の体はもとは戻らない/絶対不能/法的責任ではおおいつくせない/生きた人間の絶叫がある/この絶叫こそが生きた人間の真実を根底で支えるものではないか/そこにおいて我々は言葉が既がない/泣くことしかできない/生きていることの最終的叫び/しかし、その叫びは再びこの現実には立ち現れねばならぬ/一つの普遍性をもつ形態をどうしても登場せねばならない/その絶叫はこの娑婆に断固たる表現を要求する/この意味で表現は思想である/あれこれの目的、目標は既に論議の対象ではない/表現こそが全てである/患者の叫びは地獄の底からこの娑婆に現れいんとする/最もこの娑婆的表現を要求する/この現世における闘いを貫徹する者として登場する/チッソとの直接の対決を求める/チッソの幹部が逃げられない場所を作り、そこで水銀母液を飲めという/その場所がほしい/国会でも裁判所にもない/株主総会しかない/出ていこう/株主になる必要があるならならぬ/一株で充分だ/私達はこれを支えよう/助けよう/患者の恨に連帯する私自身株主になろう/これが一株運動の思想的成立根拠である⁷³

以上で後藤が詩的に書き連ねている文言は、言葉にならぬものを「表現」に転化しようとする思考の痕跡である。チッソが水俣病を引き起こしたことは、取り返しのつかない過去である。どんなことをもってしても、もうなかった状態には戻せない。どんなにチッソを批判しようと、高額な賠償金を引き出そうと、失われた命や健康は二度と戻ってこない。水俣病の被害者は、その存在をもって、生命を破壊されたものの根源的な「絶叫」を表現しているのである。後藤は、その絶叫を前にして自分が「言葉が既がない」「泣くことしかできない」と無力さを認め、言葉が役に立たないことを吐露している。それに続いて、こうした水俣病患者の存在の発する絶叫こそが「現実には立ち現れねばならぬ」と述べ、そのための表現の場を求める。それこそが、株主総会の場であり、一株運動が必要である思想的根拠であると結論づけている。

それでは、後藤にとって表現とはなんであろうか。後藤は日記の中で、表現について「それは思想そのものである⁷⁴」とし「目的には意味がない⁷⁵」と書いている。表現は何かのために行われるのではなく、それ自体が必要であるから行われるのである。水俣病の被害者の存在そのものが表現するものが、現実の中で十全に花開くこと自体を目指して行われる。そこには、従来運動で議論される獲得目標はない。後藤は日記の中で「一人一人が独自の表現を持たねば

⁷³ 同上。

⁷⁴ 同上。

⁷⁵ 同上。

ならない⁷⁶」とし、「思想運動はそういうものだ⁷⁷」と書いている。その表現の例として「株券、ゼッケン、黒いのぼり、巡礼⁷⁸」とメモが加えられている。

以上のように、後藤は一株運動を「思想運動」として構想していた。この運動は、〈被害者の情念〉を被害者・加害者の直接対話の中で、〈被害者の表現〉に転化する試みであると言えるだろう。後藤の出発点は自らの内部の怒りにある。その怒りは、被害者と同調することで増幅され、被害者とともに被害者・加害者対話の行動を起こす原動力となる。さらに、その被害者・加害者対話の中で、〈被害者の情念〉は〈被害者の表現〉に転化し、開花していくのである。このプロセスを実現すること自体が一株運動の本質であり、これは思想運動なのである。

ここで注意しておくべきことは、後藤が優秀な弁護士であることである。一株運動後に後藤はチッソ株主総会決議取消訴訟を起こし、地裁・高裁・最高裁で見事に勝訴している。また、水俣病の未認定患者の行政不服審査請求を行い、多くの未認定患者の認定を得た。さらに、水俣病患者である川本輝夫の弁護人を務め、最高裁まで争った。ほかにもヘドロ工事差止め仮処分請求の原告となり、訴訟を起こすことで二年数ヶ月にわたって工事を停止させ、科学的な安全性を争った。こうした法廷闘争の実績から、水俣では後藤は「勝てる弁護士」であるとみなされている⁷⁹。すなわち、後藤にとって法や論理は得意分野である。他方、後藤こそが法の限界を厳しく問い、感情による社会運動を提起している。

このような後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉は「法や論理」と「感情」との間の緊張関係から紡ぎ出されたと推測できる。日記の中で後藤は〈被害者の情念〉について深く掘り下げて考えているが、その思考は極めて論理的であり、日記に残る走り書きであってもほとんど文章に破綻がない。たとえ詩的表現を用いて思想を綴っていたとしても、そこで展開されるのは論理的思考である。後藤は徹底して論理的に、「法や論理」の問題を追い詰めながら、その先にある「感情」の問題を指し示そうとしている。惻愴な思考と烈しい感情がせめぎ合いながら、鬼気迫る〈被害者・加害者対話の思想〉を生み出しているのである。そして、その後藤からひとまとまりの思想を引き出したのが、水俣病の被害者たちの存在だと言うこともできるだろう。後藤は「一人一人が独自の表現を持たねばならない」と日記の中で書いていた。同時に、この日記に残された後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉もまた表現のひとつであり、水俣病の被害者の存在に対する呼応として出現している。後藤の〈被害者・加害者対話

⁷⁶ 同上。

⁷⁷ 同上。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 私は水俣訪問中に、後藤についての資料調査をしている話をするたびに、後藤は「勝てる弁護士」であることを複数の現地の支援者から聞いた。

の思想)は、水俣病の被害者に触発され、言語化されていったのである。

(2) 一株運動の展開

前項では、後藤のパーソナルな日記の中から内面的な思想を抽出したが、本項では実際に展開された一株運動の中で、〈被害者・加害者対話の思想〉がどのように受容・批判されていたのかを見ていきたい。

①一株運動の開始

一株運動は、1970年7月21日に水俣で被害者が参加に同意を示し、その後発行された熊本の「水俣病を告発する会」の機関紙『告発』第14号(1970年7月25日)には「株主総会を追求の場へ」と題する記事が出ている。記事では、一株運動についての具体的な計画の説明の後に、以下のように書いてある。

われわれは、発足して日も浅い東京告発する会が、このような大胆な戦術をけっしてハッタリとしてでなく、現実化するかたい決意の下に提起して来たことに感動し、これを全面的に支持し、この闘いに全力量を投入する決意である⁸⁰。

以上のように、熊本の「水俣病を告発する会」は、すぐに一株運動への賛意を表明し、機関紙の購読者にチッソの株を買うように呼びかけている。

それに続いて、一株運動の中心となった「東京・水俣病を告発する会」は、機関紙『苦海』で一株運動の〈被害者・加害者対話の思想〉を繰り返し取り上げている。1970年8月15日に発行された第1号では、後藤が「チッソ株主総会に出席しよう」と題した文章を寄せている。これを短くまとめておこう。

後藤は、はじめに水俣病問題の被害・加害関係が人間関係であることを提示する。後藤は以下のように書く。

加害者と被害者との関係は、害を加え、加えられたという敵対関係には違いないが、それはやはり一つの間人間関係であろうと思われる。

人間関係の原型は相手に向き合うことにあるはずだ。とすれば、この水俣病の補償をめぐっても加害者と被害者は面と向かって対置し合わねばならない。それは加害者であり被害者である以上は、避けられない位置の取り方のはずである⁸¹。

⁸⁰ 『告発』、第14号、1970年7月25日、103頁。

⁸¹ 『苦海』、第1号、1970年8月15日、2頁。

以上のように、後藤は水俣病問題を人間関係と定置し、被害者・加害者対話の必要性を述べている。それに加えて後藤は、被害者にとっても加害者との直接的な対話が必要であることを以下のように述べる。

なぜ私を殴ったのか、その責任をとれと加害者に詰めよることは、これは被害者としての責務である。助人が独自に詰め寄る⁸²ことはできない。被害者自身が直接に対決する姿勢を持たなければならない。きちっと自己を敵の目の前に置かねばならない。敵が顔をそむけようとしても、目をそらそうとしても、見ないわけにはいかないほどその間近に己を置かねばならない。どこまで肉薄した位置に己をおけるかが問われねばならない。それは敵対する者の自己の尊厳に対する責務であり、被害者の己に対する義務である。そしてそれは敵対的に闘う者の最高の戦術でもある。直接に向き合う場所として株主総会がそれであってもよいはずである⁸³。

以上のように、後藤は強い調子で被害者・加害者対話が「被害者の義務」であることを論じている⁸⁴。後藤にとって、被害者が加害者の前に自己を晒すことは、「最高の戦術」であり、勝ち目は被害者の側にあると主張する。そのための場は株主総会が最も適切であり、そこでは「もはや被害者が加害者に向き直るといった言葉ではどうていおおいつくせない、何ともすさまじい殺気が立ち込める⁸⁵」と述べる。これに対して「裁判は紛争処理方法ではあり得ても、表現方法ではありえない⁸⁶場合が多い⁸⁷」と指摘し、株主総会こそ被害者が加害者に対面することで肉薄し、加害者が圧倒される場になると予言する。そのことについて、後藤は以下でさらに詳しく述べる。

舞台装置は決定的に我々に有利に動いている。水俣から総会まではるばるやってくる患者は、それが実現するとき、単なる加害者との対決以上の意味を持つはずである。我々は患者の叫び声に、怒りに、どれだけの言葉を以つ

⁸² 変換の不揃いは原文ママ。

⁸³ 『苦海』、第1号、1970年8月15日、2頁。

⁸⁴ ここで「義務」という言葉を使うことについては、「被害者支援」をする立場からは批判の声がかかるかもしれない。一般的な犯罪において、被害者が「加害者に会いたくない」「加害者が怖い」という感情を持つことはよくある。特に性暴力などでは、心に深いトラウマを残るため、加害者に会わねばならないこと自体が、過重な負荷になる場合も多い。他方、後藤がここで取り上げている水俣病の被害者は、前章で確認した通り、加害者との対話を望んできた人びとである。また、後藤は7月21日の時点で水俣病の被害者から、一株運動に参加することの同意を得ている。この文脈の上で後藤の文章を理解する必要があるだろう。

⁸⁵ 『苦海』、第1号、1970年8月15日、2頁。

⁸⁶ 変換の不揃いは原文のママ。

⁸⁷ 前掲書、2頁。

て表現することができるか、患者の怨恨にどれだけ、この娑婆の表現を与えることができるか、それは既に要求でもなく対決でもなく、勝負でもなく、人間万人の胸を刺さずにはおかない生命の叫びとしてあるはずだ。我々は総会でこれにどれだけの言葉を発見することができるのか⁸⁸。

以上のように、後藤は前項で見てきた〈被害者・加害者対話の思想〉をコンパクトに読者と共有しやすい文体で書いている。

ところで、後藤は一株運動における株主総会は、被害者と加害者の対話の場として設定しながらも、その場が〈被害者の表現〉のための「舞台装置」になることを明示している。ここで示唆されることは、〈被害者の表現〉は舞台上のパフォーマンスだということである。真に迫り、〈被害者の情念〉が加害者の目の前で生々しく開陳されるという、もっとも水俣病の真実に迫るであろう表現行為を、舞台上のパフォーマンスであるとみなすことは、そこにある出来事の祝祭性を（意識的であれ無意識的であれ）鋭く突いている。表現行為においては、表現者が表現を突き詰めていく中で祝祭的な熱狂が生み出され、象徴的に真実が開陳されることがある。ここでいう祝祭的な熱狂に注目するのは、日常生活を離れた狂気じみた世界の中で「本質的ななにか」が出現しうるからである。これについては、第3章で詳しく述べたい。

それはともかく、「東京・水俣病を告発する会」は後藤の文章に併せて、独自の編集部の一株運動についての記事を掲載している。そこでは裁判の限界が言及され、以下のように述べられている。

（前略）考慮せねばならぬことは法廷で通用するのは人間の情念の言葉ではなく、法律用語と条文である。人間の存在に係わる情念を法律の条文であらわすにはあまりにももれ出る部分が多すぎる。法は常に時の権力者の価値基準を根底に持っているからだ⁸⁹。

以上のように、「東京・水俣病を告発する会」は後藤に同調しており、後藤の思想を内在させながら一株運動を展開していくことを表明している。そして、記事は「裁判の勝利が新判例を獲得して個々の患者の人間復帰を可能にすると同時に、裁判の限界を突き破る運動の展開はわれわれに課せられた課題である⁹⁰」と結論づけている。

このように一株運動の計画が公になると、チッソはそれまで無料であった株

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ 同上。

の分割手数料を徴収することを決めた。株の分割とは、市場で流通しやすい一千株や五百株を、もっと少数株に分けるということで、一株運動には欠かせない手続きであった。そこで、熊本の「水俣病を告発する会」は、機関紙『告発』第15号(1970年8月15日)でチッソの分割手数料の徴収は「悪らつな妨害⁹¹」であると言及している。その上で、手数料を負担するためのカンパを募っている⁹²。「東京・水俣病を告発する会」も『苦海』第2号(1970年9月15日)の記事で分割手数料の徴収を「チッソの妨害⁹³」と批判し、すでに手数料を負担するためのカンパが集まり、「その(引用者注:チッソの妨害の)意図は見事に挫折した⁹⁴」と述べている。

また、後藤は『苦海』第2号で、「「一株運動」とは何か」と題した記事で、参加者にとっての「一株を持つ意味」について以下のように述べている。

一株を持つことは、人はどうであれ、自分はチッソの責任を追及するぞという決意の証であります。いつでも総会へ出席して責任追及するぞという決意を現します。いってみれば、一株券は、水俣病を告発する会の会員証であります。われわれはこの一株券を持つ仲間をどんどんつくっていかねばならない。

したがって、これは一株券を「買って貰う」ことでは決してない。金は闘いへのカンパであり、株券は会員証であります。この数多くの仲間は水俣病裁判、総会乗り込み運動、その他数多くの多様な闘いを支える基盤であります。われわれのまわりにいる人々を、公害に関心あるとか、水俣病に関心があるなどという段階にとどめておいてはいけません。闘いに参加させることであります。一株を持つ人々は、持ったときに、水俣病の現実を知ろうとし、その人独自の闘い方を考え出そうとするでしょう。一株を持ったとき、水俣病に対する関心だけではとどまり得ないはずであります⁹⁵。

以上のように、後藤は一株を買うということを、水俣病問題において「行動する」ことの第一歩として位置付けている。実際にお金を出し、一株券を買うことで、水俣病に関心ある人は実際の運動に身を投じ、そこで現実を知ろうとする。これは言外に、水俣病の〈被害者の情念〉に触れることを意味しているだろう。そこから、自己の中に水俣病問題についての怒りが生まれ、独自の闘いの有り様を模索することになる。後藤は、個人の内面において水俣病問題に

⁹¹ 『告発』、第15号、1970年8月25日、103頁。

⁹² 『告発』、第14号、1970年7月25日、103頁。

⁹³ 『苦海』、第2号、1970年9月15日、1頁。

⁹⁴ 同上。

⁹⁵ 『苦海』、第3号、1970年10月15日、4頁。

ついでに闘いの火をつけるきっかけとして、一株券を買うように呼びかけているのである。すなわち、機関紙の読者ひとりひとりが個人として運動に参加することが、一株運動の理念として喧伝されていると言える。

後藤らの呼びかけに対し、「東京・水俣病を告発する会」の会員からは通信欄に好意的な投稿が寄せられている。例えばこんな投稿がある。

「一株運動はグッドアイデア」

少額のカンパで豊かならざる者には考えられなかった株主だとかいうエライ地位につけさせて頂いて感激の至りです。巨大化した資本に対して我々が対等に話し合えるためのグッドアイデアがこの一株運動だと言えるでしょう⁹⁶。

以上では、平易な言葉で一株運動への参加の抱負が語られている。この投稿に溢れているのは、一株運動に対する高揚と「楽しさ」である。民衆が個人で株券を持ち、正規ルートで株主として堂々と参加するというのは、それまでの権力関係の逆転があり心踊るものであったようだ。また、一株を持つだけで良いという参加のハードルの低さもあるだろう。従来 of 公害闘争が、マルクス主義的なイデオロギーへの賛同や、「連帯」という共同体への所属を求めてきたのに対して、一株運動は個人が自らの内面を掘り下げ、そこから行動を模索する。要するに、ひとりで行動し、ひとりで考えるスタイルが基底にある運動であるため、従来 of 社会運動から距離を置いていた人たちを引きつけたと考えられる。

②一株運動への批判

一株運動は数カ月間に全国で急速に広がっていくことになるが、批判も顕在化していく。その中でも重要なのは、水俣病訴訟の弁護団による批判が9月26日に発表されたことである。この批判については、映画『水俣一患者さんとその世界』に記録されている。弁護団長の山本茂雄は次のように患者に対して述べている。

「(諭すように) ……お亡くなりになった天の霊は皆さんに、自分を弔うために、いち言、社長に文句言えとすすめておられるだろうか？ それとも、出来たことは仕方がないが、出来るだけ補償をとって、お前たちの生活の安定を計ってくれと、こういうことを在天の霊は希望しておられるのではないのでしょうか？ それを後藤さんは……⁹⁷」

⁹⁶ 『苦海』、第2号、1970年9月15日、2頁。

⁹⁷ 『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ。

以上のように、山本は水俣病の被害者に対し、弁護士として説得しているというよりは、情緒的に諭そうとしている。ここで持ち出されるのが「天の霊」である。このあと、山本は仇討ちをするよりは、賠償金を獲得するほうが重要であると話を続ける。続いて、若い弁護士が以下のように述べる。

「(前略) この運動 (引用者注：一株運動) が進められてきた過程で、後藤弁護士とかその他、主として水俣現地以外のところから、現在もひきつづき、この運動が裁判闘争の意義を失わしめる程に有効かつ主要なものである—つまり、裁判よりはるかに有効である—しかも、もっと大事なものなんだというような事とか、或いはですな、会社責任者に水銀を飲ませようとか……無責任な宣伝が行われている、ということです⁹⁸」

以上のように若い弁護士は、後藤らの一株運動が裁判軽視の風潮を招いていると批判する。さらにこのあと弁護士は、「一体、一株運動が、その次にどういう有効な運動をしようとしているのか?⁹⁹」と水俣病の被害者に問いかけている。これらの批判に対する水俣病の被害者の反応については、映画の採録シナリオでは「患者さんのどの表情にも退屈と疎外感との入りまじったこわばりがある¹⁰⁰」と描写されている。すなわち、水俣病の被害者は、弁護団の一株運動批判に対して冷ややかであった。

さらに、『告発』第 17 号 (1970 年 10 月 25 日) には、「一株運動」に対する弁護団見解」と題した記事が掲載されている。弁護団見解とは次のようなものである。第一に、チッソに損害賠償をさせる道は法廷闘争しかないということである。第二に、一株運動で被害者が加害者に向かって対話しようとすることは、会社の利益に反するし、そんなことはできないだろうということである。加えて無理に株主総会で被害者・加害者対話を求めれば会場が混乱し、刑事弾圧を招き、ひいては裁判に悪影響が出るということである。第三に、公害運動で裁判は非常に重要であり、世論の支持を集めてきたということである。第四に、一株運動が公害をなくす闘争における「ほんの一つの運動形態¹⁰¹」であるならば、その善意は尊重してもよいということである。第五に一株運動の有効性が明らかではなく、展望がはっきりとしないということである。第六に、一

⁹⁸ 同上。

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 同上。

¹⁰¹ 『告発』、第 17 号、1970 年 10 月 25 日、4 頁 (縮刷版『告発』[1971]、136 頁)。弁護団のこの表現は明らかに一株運動を皮肉っている。こうした持って回った、嫌味と取れるような表現が、この弁護団見解には随所に見られる。

株運動に参加する被害者があれば、弾圧に注意を促したいということである。以上の六点が、弁護団の見解として掲載された。

弁護団の見解に大きな問題があるのは、裁判に参加している水俣病の被害者に対し裁判で不利なるかもしれないことを示唆しており、動揺させていることである。それにも関わらず、この見解において弁護団は、法律家としての一株運動の法的問題は一切指摘していない。なぜならば、一株運動は合法的な手続きの上で行われているため、法的には問題がないからである。しかしながら、裁判で心理的に重圧のかかる状況にある水俣病の被害者にとって、弁護団のこのような示唆は法的な根拠がないとしても負担になる。

こうした弁護団の態度に対して痛烈な批判を加えたのは、熊本の「水俣病を告発する会」代表の本田啓吉である。本田は次のように書く。

「水俣病裁判に責任を負う」弁護団として、一株運動および株主総会乗込み運動に患者さんが参加することが、ほんとうに少しでも裁判にマイナスになるのなら、断乎として反対するべきである。それなのに「弁護団は反対しているのではないか」と思わせる言い方をしているだけで何ら法的な反対理由をだしていないことは弁護団にふさわしい声明とは思えない。さらに、患者さんが一株の株主になるかどうか、株主総会に行くかどうかは患者さんたち自身できめればよいというのは無責任な言い方になるのではないか¹⁰²。

以上の本田の指摘の通り、弁護団の法的根拠に基づかない見解によって、水俣病の被害者が裁判への不安を抱えながら一株運動に参加するという、精神的な重圧を背負わなければならないことは不当であるだろう。

加えて、熊本の「水俣病を告発する会」は機関紙『告発』第17号の紙面上で、弁護団の主張を一項目ずつ取り上げて反論を行なった¹⁰³。その上、紙面を大きく使い「一株運動 私はこう思う」と題したアンケート記事を掲載した。アンケートでは、活動家や有識者の一株運動への賛否両論のコメントが集められている。

本田と同じく弁護団への憤りをあらわにするのは甲田孝彦（富士市公害対策連絡協議会長¹⁰⁴）で、「弁護団が反対しているなど信じられない。気が違っているのではないか。彼らこそ先頭に立つべきではないのか¹⁰⁵」とアンケートに答えている。宇井純（東大助手・衛生工学）は「弁護団の反対意見は聞いたが、私は裁判だけでは水俣病の責任ははっきりしないと考えている。裁判以外のい

¹⁰² 『告発』、第17号、1970年10月25日、4-5頁（縮刷版『告発』[1971]、136-137頁）。

¹⁰³ 前掲書、1-4頁（縮刷版『告発』[1971]、133-136頁）。

¹⁰⁴ 以下、肩書きは当時のもの。

¹⁰⁵ 前掲書、4-5頁（縮刷版『告発』[1971]、136-137頁）。

ろいろな行動を市民が自由にやるのが大切だと思う。患者が希望する限り一株運動をやるつもりだ¹⁰⁶」と答えた。

そのほかに、一株運動のアイデアの新奇性を肯定的に指摘する答えもある。市川房枝（参議院議員）は「大変面白い思いつきで、私も株主になってもいいと思っています¹⁰⁷」と答えている。上妻四郎（病院長、水俣県民会議代表幹事）は「アッと驚くようなアイデアだと思い（中略）法律上、戦術上のくわしいことは知らないが、チッソという会社が会社だからこっちもいい戦術をみつけたと思う¹⁰⁸」と答えた。また原田正純（熊大医学部講師・精神神経科）も「市民運動としては奇想天外なアイデアで面白い。これがどう意味づけられ、評価されるかは何年かあとに、市民運動によって切り開かれた新しい局面の中できまることだろう¹⁰⁹」と答えている。

それに対して、一株運動のアイデアはいいが、実行することへ不安を持つ答えもある。世良完介（元熊大水俣病研究班長）は、「運動をひろげ、水俣病のことを知らせるという意味では大きな効果があったし、大変な思いつきだと思う。しかし、株主総会は、株の絶対数がものをいう芝居みたいなものだから、皆が総会に出ても何ほどの効果があるか疑問で、たんなるいやがらせに終るのではないかと思う¹¹⁰」と答えた。田上重時（国労熊地本委員長）は「闘争の手段としてはなかなか面白いと思っていたが、味方の弁護団が反対だと聞いてわからなくなった¹¹¹」と答える。

これらの反対意見に共通するのは、一株運動で成果が上がるのか疑わしいという見解である。もっとはっきりと成果の視点から反対する答えもある。宮本憲一（大阪市立大助教授）は「あまり賛成はできない。この運動は株主総会で、江頭社長を追求するという一点にかかっていると思うが、たくさんの金をかけるわりには、成果は疑わしい。地方公害闘争は対自治体、対企業、裁判の三つからなると思うが、対企業では労働者も立ち上がりつつあり、もっと正攻法でやるべきだ」と答えている。この宮本の見解が、弁護団の見解に最も近いだろう。戒能通孝（弁護士）は「一株運動には私は賛成でも反対でもない。しかし私は買うつもりはない。チッソの株を買うほど金をもっていない。千株や二千株をもっても仕方がない。本当にやるのなら興業銀行の頭取に会って委任状をとるところまでやらねばならないだろう。弁護団が反対というのは、他に理由はないのか。たとえば支援団体が株運動に金をつかって裁判の方へ金をまわさ

¹⁰⁶ 前掲書、5頁（縮刷版『告発』[1971]、137頁）。

¹⁰⁷ 前掲書、4頁（縮刷版『告発』[1971]、136頁）。

¹⁰⁸ 前掲書、4-5頁（縮刷版『告発』[1971]、136-137頁）。

¹⁰⁹ 前掲書、4頁（縮刷版『告発』[1971]、136頁）。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 同上。

ないという不満などはないのか¹¹²」と答えた。両者に共通するのは一株運動の費用対効果に疑問を持っていることである。株の購入資金、分割手数料、水俣病の被害者の大阪へ行く旅費等、一株運動には金がかかる。それに対して、得られる成果が何であるのかを問うているのである。

他方、前項で見たように、後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉において、一株運動の成果は〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化することである。そのために、被害者と加害者が直接に対面して対話をする「舞台装置」を設定する必要があり、金はそのために使っているのである。そのことは、一株運動に反対する論者はもちろん、賛成する論者も理解しているようには見えない。このときのアンケートにおいて、後藤の思想を理解していると思われるのは、石牟礼道子（作家）の答えだけである。石牟礼は以下のように回答する。

一株運動が予想以上に盛上がっているのは、いまの状況の中で心情的に孤立している人たちが自己回復を強く願っている証拠じゃないでしょうか。自己回復の手がかりを水俣病患者の怨念に加担することで果たそうという思いを抱いている人がこんなに多いとは…。それだけ人間破壊が進んでいるということでしょうか。情念において患者さんと心中したいという片思い、私もそうですが片思いです。

裁判を否定するわけではないですが、患者さんもチツソ幹部との対決を心中思い続けているのではないのでしょうか。対等に怨みをつきつけたいという直接性、そうでなければ自分の思いが相手に届かず、闘っているという気がしないと思います。

その直接性に患者さんの思想の形にならない思想の深さ、論理の形をとらない論理の深さがあることを知るべきです。

私も株主総会には行きたい¹¹³。

以上のように、石牟礼は一株運動が、水俣病の被害者の自己回復を目指す闘いでありながら、それに参加する人びとが被害者に自分を重ねて、己の回復も求めていることを指摘している。これは、自らの内面にある怒りを、〈被害者の情念〉と重ね合わせることで、被害者・加害者対話の場を作る行動への原動力とするという後藤の思想と、構造的にはほぼ一致している。石牟礼は、後藤が構想した一株運動の基底を理解しているのである。

他方、その石牟礼ですら、後藤が日記の中で書き連ねた、〈被害者の情念〉を被害者・加害者対話の中で〈被害者の表現〉に転化するという思想については

¹¹² 前掲書、4-5 頁（縮刷版『告発』[1971]、136-137 頁）。

¹¹³ 前掲書、4 頁（縮刷版『告発』[1971]、136 頁）。

気づいていない。後藤の考える一株運動の成果が〈被害者の表現〉であることは、誰も知らないのである。理由は二つある。第一に、時系列から考えると、後藤はこの『告発』第17号（発行は10月25日）の記事を受けて、前項の〈被害者・加害者対話の思想〉を10月31日の日記に綴っているため、石牟礼が知ること不可能である。第二に、この日記は公開されなかったため、ここに書かれている〈被害者・加害者対話の思想〉はおそらく誰も読んでいない。付け加えると、この思想は一株運動の本筋から考えると公開される必要はなかった。なぜなら、後藤は一株運動において「一人一人が独自の表現を持たねばならない」と考えており、後藤自身の〈被害者・加害者対話の思想〉も独自の個人のものだからである。後藤にとって〈被害者の情念〉に同調する中で惹起された〈被害者・加害者対話の思想〉は、自らの生み出す表現でありながら、それは個人に集約される。ほかの参加者にとっての表現は、後藤とは異なる思想や形態を持つのである。表現は集団において集約できないし、常に個別で独自であり続けなければならない。したがって、後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉も、他の参加者と共有される必要がなかったのである。

この点を考えると、一株運動は極めて個別性の高い運動である。理念や思想の共有を拒み、〈被害者の情念〉から引き出された己れの思想と向き合うことになる。そのため、共通基盤が曖昧になる。つまり、一株運動では民衆が何のために集まり、何のために闘っているのかわからないのである。そのため、外部からは烏合の衆に見えるだろう。この一株運動の重要な側面をよく掴んでいたと思われるのが、「東京・水俣病を告発する会」の会員の桜井国俊である。桜井は一株運動に対する弁護団の見解を受け、次のように述べている。

弁護団は、一株運動を進めている一人一人がその運動の趣旨について微妙に喰い違う形で語っていることを疑問に思い、信頼がおけないと考えている様である。しかし、市民一人一人が各人の想いを抱いて闘いに決起する限り、その主張が喰い違うのは当然であり、それが全く同じであれば、各人の内から発した闘いとは考え難いのである¹¹⁴。

以上のように、桜井は個別性が高いことこそが、一株運動の重要な点であることを指摘している。一株運動のこうした側面について、弁護団や既存の労働運動に取り組んできた活動家の一部が反発し、成果が見えないと批判した理由は、一株運動の新奇性の基底を掴み損ねたことにある。

このような批判と反論を繰り返しながらも、一株運動はいつその広がりを増していく。11月28日の株主総会、その前日の27日の決起集会に向けて、支

¹¹⁴ 『苦海』、第3号、1970年10月15日、2頁。

援者はカンパ集めや同行者募集を呼びかけた。熊本の「水俣病を告発する会」、
「東京・水俣病を告発する会」「大阪・水俣病を告発する会」「京都・水俣病を
告発する会」は、各団体でビラを作成するとともに、合同で「チッソの株主総
会に出席して水俣病の責任を追求しよう！」と題したビラを印刷した。ビラに
は以下のように書かれている。

水俣病発生以来既に十七年。四十六名を殺し、多数の人をいまなお不治の
病で苦しめているチッソは、一貫してその責任を回避し、原因の究明を妨害
し、患者を抑圧し続けて来ました。私達は、チッソのこの人間破壊に限りな
き怒りを覚えます。そして何よりもまず、裁判に踏み切って恨みの炎を燃や
し続けている患者さん達の闘いに突き動かされるのです。「水銀母液ば飲ん
でもらおう」……この恨みの言葉こそが、金が支配する、金で何でも解決で
できると考えるこの世の中に対するもっとも根底的な弾劾ではないでしょ
うか。

この恨みの言葉にこの世での表現を与えようではありませんか！ 決し
て患者さんの前に出て来なかったチッソの責任者を引きずり出し、水銀母液
を飲ませてしまう場をつくり出そうではありませんか！ それが株主総会
です。金が支配するこの世の中の象徴的存在でもある株主総会を、患者のそ
して私達の恨みと怒りをチッソの責任者に直接ぶつける場に化してしま
おうではありませんか！¹¹⁵

以上が、最も公式的な一株運動の呼びかけ文だと考えて良いだろう。この中
には、〈被害者の情念〉が被害者・加害者対話の中で〈被害者の表現〉に転化さ
れるという後藤の思想が内在している。

他方、次々と一株運動に合流する団体の配布したビラの内容は多様である。
たとえば、「東外大公害粉砕行動委」のビラには「我々はこの株主総会に於ける
“チッソ資本” 追及に勝利する事を突破口とし、全国各地の“公害問題” を結
合し、“事後処理” から“原因の解決” へとさらに進撃しようではありませんか！」
と呼びかけている。また「全国公害労災センター（プロ統派）¹¹⁶」は「(前略)
チッソ株式総会に総結集して、チッソ個別資本も含んだブルジョワ資本総体
に対して直接的な攻撃を展開しなければならない！¹¹⁷」と呼びかけている。これ
らの団体は決して一株運動の中心になってはいない。このようにどう考えても

¹¹⁵ ビラ、熊本・水俣病を告発する会、東京・水俣病を告発する会、大阪・水俣病を告発する会、
京都・水俣病を告発する会 [1970年9月5日]。

¹¹⁶ 「プロ統派」とは、新左翼の党派である社青同解放派の大衆組織「プロレタリア統一戦線」
のこと。いわゆる「過激派」「極左」と称されるセクト。

¹¹⁷ ビラ、全国公害労災センター（プロ統派）[発行日不明]。

一株運動の内容を理解していない団体も加わりながら、運動は展開していった。

また、この中にはデイゴの会（大阪沖縄連帯の会）のビラも含まれている。デイゴの会は1968年に発足し、沖縄出身の移住者の交流を重ねながら、沖縄基地問題をはじめとした社会問題に取り組んできた。デイゴの会は次のようにビラに書いている。

己が身を包んで支配するものによって、つくり出された「公害」といわれる“亡者の街”大阪にくらます皆さん。

いよいよ殺されし者の霊と生ける苦海の沈黙を背負って巡礼する患者さんたちと人殺し“チッソKK”社長江頭が対決する株主総会がせまりました。

11月28日！

この日、大阪の企業に働く人々は犯罪者への共謀者とさえいえよう¹¹⁸

以上のように、「デイゴの会」は公式的な呼びかけ文の意を汲みながら、自分たちの言葉で一株運動への参加を呼びかけている。一株運動は個別性の際立つ運動であり、一見するとまとまりを持たないように見えるが、内実としては深く運動の呼びかけに呼応している参加者もいるのである。

一株運動の参加者は、それぞれの熱意に温度差もあり、思想的背景も違う。統一した運動ではないため有象無象が入り込み、共有基盤を持たない諸人がわらわらと集まって大騒ぎになっていく。被害者のために闘うという曖昧な目標のもと、高揚してエネルギーに満ちた民衆が結集し、祝祭的空間を作り出していくのである。その意味において、一株運動はお祭り騒ぎであった。そして、この比喻を使えば、祭りの舞台の花道を歩いて入場してくるのが水俣病の被害者たちである。おそらく、一株運動の参加者たちは、株主総会で水俣病の患者とその家族が登場するのを心待ちにしていた。このとき、主役となった被害者は、人びとが取り巻く中心にある舞台の上で、〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉へと転化させるのである。その場で一株運動の参加者は、単なる「観客」として〈被害者の表現〉を鑑賞するのではない。参加者は、祭りの担い手でありながら、〈被害者の表現〉の目撃者となり、証人になるのである。

それでは、実際のチッソ株主総会（1970年11月28日）では何が起きたのだろうか。次章では、実際に水俣病の〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉へと転化した事例として、この日の出来事を検討する。

¹¹⁸ ビラ、デイゴの会 [1970年11月24日]。

第3章 〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉へ

実際に一株運動が実行された1970年11月28日のチッソ株主総会については、多くの記録が残されている。「東京・水俣病を告発する会」は、機関紙『苦海』第5号（1970年12月15日）で、全4頁を一株運動のレポートに費やした。熊本県の「水俣病を告発する会」も、機関紙『告発』第19号（1970年12月15日）で8頁を割き、当日の様子や報告や支援者のインタビューを掲載している。また、後藤は著書の『沈黙と爆発 ドキュメント「水俣病事件」』で、回想を記している。そうした資料の中で、一株運動を考察する際に重要だと思われるのは、土本典昭監督のドキュメンタリー映画『水俣一患者さんとその世界』と石牟礼道子『苦海浄土』第二部である。

土本は『水俣一患者さんとその世界』を撮影するにあたって、スタッフとともに水俣に組み込んで生活を始めた。それはちょうど1970年7月であり、一株運動が始まった頃と期を一にしている¹¹⁹。土本の映画は、中立性・客観性を重んじるのではなく、水俣病の被害者に徹底的に寄り添おうとするドキュメンタリー映画である。そのため、編集済みの映画に残された映像は、土本の視点によって生み出されたひとつの表現である。その結果、主観的な映像を通して水俣病の被害者の繊細な心情を伝えることに成功し、チッソ株主総会で、〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉へ転化していくことをよく捉えている。土本はこの一株運動の撮影について以下のように述べている。

チッソの株主総会において起きた激しいドラマは、計算をはるかに超えたものであった。患者さんの一念が矢のようにその中核部分に放たれ、飛んでいく一瞬をカメラにとどめながら怨念のいく分かはたされていくその力が、私にはかつての世なおしの中にいくたびもみえかくれしたであろう「狂気」を見た¹²⁰。

以上のように、土本は〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉への転化を、「ドラマ」として捉え、「狂気」をはらむ劇的な出来事として述べている。その点で、『水俣一患者さんとその世界』は重要な資料である。

また、石牟礼道子『苦海浄土』第二部は、石牟礼自身が水俣病の被害者とともに行動する中から、丁寧にかれらの心的世界をえぐり出そうとしている。た

¹¹⁹ 土本の映画の撮影期間については、機関紙『告発』の「撮影日誌」に記録されている。土本と助手の堀が、1970年7月6日に到着し、ほかのスタッフも8日は揃っている。撮影を開始したのは9日である。（機関紙『告発』第16号[1970年9月25日]、4-5頁。縮刷版『告発』[1971]、128-129頁、参照。）

¹²⁰ 『苦海』、第5号、1970年12月15日、4頁。

だし、『苦海浄土』は客観的な事実の記録ではなく、石牟礼の主観を通し、想像力によって膨らまされた小説である。そのため『苦海浄土』を客観的な資料として扱うことには慎重にならなければならない。他方、評論家の渡辺京二は、『苦海浄土』第二部を高く評価し、「(前略)『第二部』は水俣病問題の全オクターヴ、その日常と非日常、社会的反響から民俗的底部まですべて包みこんだ巨大な交響楽といってよい。水俣病とは何であったのか、そのことをこれだけの振幅と深層で描破した作品はこの『第二部』以外にこれからもあるはずがなかった¹²¹⁾と激賞している。また、渡辺は『苦海浄土』第二部は「(前略) 現実の事態については記録としての正確な文体が駆使され、会話の部分はさながら演劇である¹²²⁾と評価している。渡辺も、熊本の「水俣病を告発する会」の会員であり、一株運動に深く関わっている。その渡辺が、石牟礼の文章が記録として正確だと評しているのであれば、『苦海浄土』第二部も重要な資料として使用できると考える。

以上の土本と石牟礼の資料に共通するのは、主観的であるという点である。水俣病の〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉への転化は、客観的に観測されるものではなく、主観的に感知されるものである。もっとも理想的であるのは、本論文の執筆者である私¹²³⁾がその場に居合わせ、生身の身体をもって感知することである。しかしながら、1970年11月28日にタイムトリップすることができない以上、資料をもとにして「その日の出来事」を想像するほかない。そこで、土本や石牟礼の主観的な資料の助けを借り、一株運動の分析を行いたい。一株運動の全体の詳細を説明することは、紙幅の関係上できないため、本論文では私が重要だと考える部分を取り上げて検討する。その前に、短く一株運動の全体を再度、概括しておく。

(1) 一株運動の概括

一株運動は、1970年7月に弁護士である後藤孝典が「東京・水俣病を告発する会」で提起することで始まる。会の賛同が得られたため、後藤は7月21日に水俣病の被害者の前で一株運動の構想を提案し、参加の同意を取り付ける。熊本の「水俣病を告発する会」はすぐに機関紙『告発』で一株運動を会員に告知し、株券を買い、株主総会へ参加することを呼びかける。一株運動は全国に広がっていき、マスコミにも取り上げられるようになる。他方、水俣病訴訟の弁護団は9月26日に一株運動への批判的な見解を出す。しかしながら、運動の機運は高まり続け、水俣病の被害者は11月28日に大阪で開かれる株主総会へ出

¹²¹⁾ 渡辺 [2013] (初出、2006年)、163頁。

¹²²⁾ 前掲書、169頁。

¹²³⁾ 私は1982年生まれであり、当時はまだ存在していない。

席することを決める。

水俣病の被害者は、株主総会へ参加する旅を「巡礼」とみなし、広島、大阪、高野山の旅程を組む。また、手作りのそろいの白装束を用意し、総会で歌うための「御詠歌」の練習を、田中義光の指導のもと始める。11月24日に、水俣市民会議の日吉フミコが引率して、巡礼姿の水俣病の被害者が大阪へ出立する。その様子を石牟礼は、以下のように記している。

昭和四十五年十一月二十四日、水俣病患者高野山巡礼団十九名が、菅笠に白木綿の手甲脚絆と袖なしの笈摺¹²⁴、頭陀袋を身につけて水俣病を出発した。輪袈裟のかわりに、水俣病患者巡礼団と墨書した白い襷をかけていた。(中略) 巡礼姿の晴れがましさとともに、思いのひそまってゆくような、しんとした表情をうつむけ、患者らは胸に抱いた位牌の上に目をおとしていた¹²⁵。

以上のように、水俣病の被害者は巡礼団として毅然とした態度で水俣を出立している。一団は、広島で原爆資料館を見学し、11月27日に大阪に到着した。この日に水俣病の被害者はチッソの大阪事務所にも行き、所長との対話を試みた。だが、所長が繰り返す、明日の株主総会で社長が対応するとして、対話を拒否した¹²⁶ため失敗に終わった。夕方には翌日の株主総会に乗り込む人びとが集合したが、その数は1000人を超えた¹²⁷。

11月28日の早朝から水俣病の被害者はチッソの株主総会へ向かった。黒地に白で「怨」と染め抜いた旗が700本¹²⁸もあげられ、その中で白装束の水俣病の被害者が歩いていく。総会屋や右翼、ガードマンなどが押し寄せてくる中、水俣病の被害者は会場に入っていた。会場の席数以上の参加者がいるため、チッソの運営スタッフはこれ以上株主を収容できないとして、300名以上の一株株主を締め出した。そのため、入り口では揉めごとが起きた。

午前11時になり、水俣病の被害者が会場に入ると、ある男性が大きな声で次のように叫んだ。

大会に於て、大会冒頭において(註・患者さんの発言を求めても)彼らが
応ずるか、どうか分かりません。われわれは、大会に要求します、けれども、

¹²⁴ おいずる、と読む。巡礼用の白衣のこと。

¹²⁵ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、410頁。

¹²⁶ 『水俣—患者さんとその世界』では、チッソの大阪所長が「社長が皆さんにちゃんとお答えするようにしておりますから」「社長がちゃんと明日ね、皆さんにお話し申しあげる—ということにしておりますから」と繰り返す様子が記録されている。『水俣—患者さんとその世界』採録シナリオ。

¹²⁷ 後藤 [1995]、145頁参照。『水俣—患者さんとその世界』採録シナリオ、参照。

¹²⁸ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、434頁。

その前に、われわれはここで、全員です、ここで黙祷を捧げたいと思います。(間)……黙祷！¹²⁹

以上の男性の声で、右翼もチッソ社員も株主も、全員が黙祷を捧げた¹³⁰。そして、水俣病の被害者が立ち上がり、田中義光が「追悼御和讃！」と掛け声をかける。それに合わせて、水俣病の被害者が揃って御詠歌を歌った。

それに対してチッソ側は水俣病の被害者や一株株主の声を無視して、株主総会を予定通り進行していく。チッソ社長の江頭豊が挨拶すると怒号が飛び交う。騒然とした中、日吉フミコが激しく持鈴を叩きながら、よく通る声で「みなまたびょうかんじゃに、はつげんさせて、ほしい！¹³¹」と叫ぶ。それでも江頭社長は粛々と総会を進めていく。会場中から、水俣病患者に発言させろというヤジや罵声が飛ぶが、全て無視される。日吉は、「水俣病患者の、十七年の怨みを、この場で述べさせよ！ 述べさせよ！¹³²」と声を張り上げ、水俣病の被害者もマイクで叫ぶが、江頭社長は総会を終わらせるために進行を止めない。

ここで、後藤孝典が壇上に上がり、株主総会の決議の前に審議を求めるための「修正動議」を江頭社長に突きつける。江頭社長は無視して閉会を宣言する。この間、4分間であった。学生を中心にした若い一株株主が壇上に押し寄せるが、チッソ側は天井から「予定通り議事は終了しました。これより説明会にうつります¹³³」と書いた垂れ幕を下ろす。学生がその垂れ幕を引きちぎった。

再び、水俣病の被害者は御詠歌を歌い始める。総会屋が止めに入り、やや静まったところで、江頭社長が「説明会」を始め、水俣病患者に「水俣病に関しまして、わたくしどもは、患者の皆さま方に対しまして、まことにお気の毒に存じております¹³⁴」と述べると、怒号が響き渡り、会場はまた騒然となる。水俣病の被害者が江頭社長の前に押し寄せ、怒りをぶつける。その中で両親を亡くした浜元フミヨが、二つの位牌を江頭社長の胸に押し付け、絶叫する。その様子を石牟礼は以下の様に描く。

場面が転換したかのように、舞台は車座風となっていた。社長をかばい、補佐するものはいなかった。まわりにはカメラを持った報道陣も含めて呆然と立っている者も多く、立錫の余地もなかったが、足の悪い患者たちのぎこちなく坐っている場所は、海底の水炎のごとくに揺れていた。宙をかきむし

129 『『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ』。

130 後藤 [1995]、146 頁。

131 『『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ』。

132 同上。

133 同上。

134 同上。

るかのような手つきでいざりながら、巡礼たちは正座した社長をとり囲んだ。誰かがとり継ったらしくその背広が脱げかかっている¹³⁵。

以上の様に、浜元の絶叫の中、江頭社長を取り囲んで円になった周囲の人びとは、ほとんど呆然としている。騒乱状態はおさまらず、株主総会は情念が渦巻く場となった。そこで、石牟礼は立ち上がり、「私たちは水俣へ帰りましょう¹³⁶」と呼びかける。これをきっかけにして、人びとは落ち着きを取り戻し、壇上から降り始め、この日の株主総会は終焉を迎える。

(2) 〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉へ

前項で概括した通り、1970年11月28日のチッソ株主総会は、激しい騒乱状態に陥り、水俣病の被害者の情念が渦巻く場となった。この中で、〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化する上で、重要だと考えられる6つの点を抜き出し、より詳しく分析したい。

① 〈自己演出する被害者〉と〈祈りの表現〉

水俣病の被害者とその支援者は、株主総会に出席するにあたって、そろいの白装束を用意し、菅笠をかぶり、鈴鉦¹³⁷を手にしていた。その後ろに、多くの支援者が黒地に「怨」と染め抜いた幟旗を持って歩く。この一団は白と黒との対比によって、路上のデモでも株主総会でも一目見てわかり、よく目立つ。どこに水俣病の被害者がいるのか一目瞭然であるし、日常の生活とは乖離した呪術集団のようにも見える。そのことを、石牟礼は以下のように述べる。

菅笠をうつむけ、白装束で黙々といく巡礼団と、これを警固しながら、のどにつまった声でシュプレヒコールをあげ、目を窪ませてゆく埃まみれの学生たちの姿。大阪という街の中央近くに突如あらわれた異様なこのデモ隊は一目をひかずにいなかった¹³⁸。

以上の様に、石牟礼は水俣病の被害者の一団が目立つことを述べた後に、後ろで掲げられた黒染めの幟旗を指して「これがあちこちの告発する会の旗印めいていっせいにつくられると、死者たちの出魂というおもむきになり、都市の無機質な建造物の間にはためきはじめると、呪術的な集団にも見えたのである

¹³⁵ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、445頁。

¹³⁶ 同上。

¹³⁷ 高野山金剛流の宝具で、御詠歌を歌うときに使う持鈴のこと。

¹³⁸ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、434頁。

う¹³⁹」と当時の様子を描き出している。さらに石牟礼は、この一団が歩いて株主総会の会場へ入っていく様子が、芝居の一コマのようであったことを次のように書いている。

その細長い幟旗の念力に動かされているのか、学生たちは古代の民のような目の色をたたえて来て、ようやく形をとりはじめた土俗訛りの史的前衛劇が、ここ大阪の街頭の一角から始まり、しつらえられた花道をゆくように、巡礼団は、学生たちのつくる細い道を、音のないモノトーンの映像さながらに歩き、大阪厚生年金会館に入った。総会屋や右翼や会社側のガードマンたちもぎっしりつめかけていたが、彼らもまたこれから始まる舞台の要員であった¹⁴⁰。

以上の石牟礼の描写でわかるのは、水俣病の被害者が総会の会場に入る前から人目を引きつけ、まさに主役の登場といわんばかりに厳かに現れたことである。その周囲を取り巻く支援者（主には学生）もまた、「怨」の旗を手にして、役に取り憑かれた役者のように、異様な雰囲気醸し出しながら水俣病の被害者に付き従い、主役を盛り立てる。石牟礼が言うように、この時点ですでに水俣病の被害者は街頭劇の世界に、周囲の支援者、一株株主、報道陣、道ゆく人たちを巻き込んでいる。そして、一株運動を妨害する可能性の高い総会屋や右翼、ガードマンも、この街頭劇の世界では敵役として劇中に飲まれてしまうのである。ここにおいて、水俣病の被害者は都市の日常世界の中に、突然、演劇でも行われているような、祝祭的空間を現出させている。

この祝祭的空間を現出させたのは、水俣病の〈被害者の情念〉によるものであるが、同時にその情念を増幅させているのは、白装束や旗などの衣装や小道具でもある。すなわち、効果的な演出が加えられている。そして、この演出は水俣病の被害者が自ら考え出したものである。このことについて、土本典昭が、水俣病の被害者の自己演出について、以下のように述べている。

（前略）チッソの株主総会に行くというのは、本当にチッソと直にしゃべったことのない人たちだから、もう一生に一回だと思いうし、大阪まで出ていけば、どういう格好していったら見栄えがあるのかみんな考えてね¹⁴¹。

以上のように、水俣病の被害者は株主総会に出席するにあたって、自分たち

¹³⁹ 前掲書、435頁。

¹⁴⁰ 同上。

¹⁴¹ 土本 [1997]。

の「見栄え」を意識している。さらに土本は「白装束で出るということを患者の中で発議されましてね。自分たちの装束を縫って出たんです¹⁴²」と証言している。水俣病の被害者たちは、誰かに指示されたわけではなく、自分たちで呪術的な装いを選び、衣装を自作した¹⁴³。

それに加えて、こうした衣装には、目立つための運動戦略だけではなく、水俣病被害者の小さな祈りも織り込まれていた。この祈りについては、石牟礼が白装束を縫う女性たちの会話を書き記す中で表現されている。白装束のほとんどを縫ったのは、夫を水俣病で亡くした山田はる小母さんであった。そのはる小母さんに対し、水俣病患者のおマス小母さんは、白装束を縫うのを十分に手伝えなかったことを詫げる。そして、水俣病で手が痺れてうまく縫えないことを話し、はる小母さんにその手を差し出して申し訳なさそうにする。それに対して、はる小母さんは急いで手を振り、「いいえ、気持ちばかりの供養、いえもう、このぐらいがわたしの供養でございますから¹⁴⁴」と恥ずかしそうに答えている。以上のように、石牟礼の作品では女性たちの繊細な会話が拾い上げられ、はる小母さんの白装束に込められた「供養の気持ち」が掬い出されている。この意味で、白装束は、水俣病の〈被害者の情念〉である「供養の気持ち」が表現されていると考えられる。

また、黒染めの幟旗を考案したのは石牟礼である。石牟礼は、自分の父親の葬式で酔っ払った蓬氏¹⁴⁵が黒い幟旗を墓場まで持っていったことからヒントを得たという。石牟礼は「千鳥足で歩くこの人には黒い旗がよく似合¹⁴⁶」っていることから、「どこかよろよろと歩くものたちのため¹⁴⁷」に、「黒一色にして、頭に怨としるしをつけた¹⁴⁸」と回想している。ここで「よろよろと歩くもの」とは足の悪い水俣病患者を指す。石牟礼はこの旗の発案について「これからはじまる街頭劇の幟旗にふさわしかろうと芝居っ気もあったのである¹⁴⁹」と振り返る。だが、より重要なことは石牟礼が葬式で起きた出来事からこの旗を考案

¹⁴² 同上。

¹⁴³ この白装束の巡礼姿で株主総会に出るというアイデアについて、石牟礼は「地球座の俳優の砂田明らの一行が白装束姿で東京から水俣への巡礼を行なった」（石牟礼 [2011]（初出は 2006 年）、408 頁）ことと、「義光師匠（引用者注：田中義光のこと）が般若心経と御詠歌を「修行」していた」（前掲書、408 頁）こととが背景にあることを指摘している。しかしながら、ここで重要なのは、誰かの指示で白装束を着せられたのではなく、水俣病の被害者たちが自分たちで白装束を着ることを選んだことである。

¹⁴⁴ 石牟礼 [2011]（初出は 2006 年）、413 頁。

¹⁴⁵ 『苦海浄土』に登場する、水俣病患者の支援に奔走した市役所職員である。モデルとなったのは赤崎覚。

¹⁴⁶ 前掲書、434 頁。

¹⁴⁷ 前掲書、435 頁。

¹⁴⁸ 同上。

¹⁴⁹ 同上。

したことである。父親の死を悼む場での経験から、石牟礼はこの黒染めの旗を思いついた。そこから考えれば、この黒い幟旗には「怨」という文字が染め抜かれながらも、亡くなった水俣病の被害者たちへの鎮魂の祈りが込められていると言えるだろう。石牟礼は水俣病の被害者に寄り添う中で、〈被害者の情念〉を黒い幟旗という〈表現〉へと転化している。

以上のように、水俣病の被害者は自覚的にきわめて秀逸な自己演出を用いており、大阪の街の中に日常の世界を抜け出したような祝祭的空間を現出させている。その祝祭的空間を現出させる仕掛けとなった白装束や黒い幟旗は、〈被害者の情念〉が転化することにより生まれた〈被害者の表現〉のひとつである。その〈被害者の表現〉は、鎮魂の祈りが現実化し、形になったものだと言えるだろう。

② 〈稽古する被害者〉と〈歌の表現〉

株主総会では、水俣病の被害者は声をそろえて御詠歌を歌った。ここで言う御詠歌は、金剛流追弔和讃を指している。歌詞は以下のようにになっている。

人のこの世は ながくして/かはらぬ春とおもへども/はかなき夢となり
にけり/あつき涙の、まごころを/御霊の前に 捧げつつ/面影しのぶも かなし
けれ/しかはあれども み仏に/救はれてゆく 身にあれば/思ひわずらふこ
ともなく/とこしへかけて 安からみ/南無大師遍照尊/南無大師遍照尊¹⁵⁰

この歌は鎮魂歌であり、株主総会では黙禱の前にまず歌われた。また、一株株主や右翼、総会屋などが怒鳴りあう中でも唱和され、凜とした表情で歌う水俣病の被害者は、この世を隔絶して水俣病の苦しみを昇華しているようで、美しく印象に残る。

この御詠歌の歌唱を提案したのは田中義光である。田中は、水俣病患者第一号（田中静子）の父親である。妻も、次女（田中実子）も水俣病にかかり、本人も水俣病の症状が出ていた。石牟礼の『苦海浄土』第二部では、田中は近隣の蜜柑づくりをする女性たちから「ここらの部落を修行してまわんなったおひとで、いわば、その道で、ひところは本職にしていたほど¹⁵¹」と語られている。また、石牟礼は田中が蜜柑づくりの名手で、栽培の秘訣を聞こうとするお婆さんたちに対し、女色談義をしながら大笑いさせている様子を描いている¹⁵²。田中は周囲の女性たちから一目置かれる人物だったのである。

¹⁵⁰ 前掲書、363頁。

¹⁵¹ 前掲書、295頁。

¹⁵² 前掲書、296-297頁参照。

その田中は、後藤孝典の一株運動の考案に積極的に賛同し、「巡礼姿でゆくなれば、株主総会だけでなく、高野山にもものぼるべきだ¹⁵³」と提案した。田中の提起により、一株運動は鎮魂のための巡礼の旅であるという意味づけがなされる。さらに、田中は水俣病の被害者の女性たちを集めて御詠歌の稽古を始めることとなった。田中は一株運動の中心的な役割を担ったのである¹⁵⁴。

ところが、水俣病の被害者の女性たちは、なかなか御詠歌の歌詞が覚えられず、手に持つ鈴鉦や当日着る衣装のことばかりが気になっている。そのことを田中は叱りつけながら、熱心に稽古をつけている¹⁵⁵。その様子を石牟礼は『苦海浄土』第二部で生き生きと描き出している。たとえば、仲良しでいつも手をつないでいるおマス小母さんとトキノ小母さんが、御詠歌がうまく覚えられなくて、田中に怒られてしまうことについての掛け合いが繰り返し描かれる。二人は「はかなき夢」を「はかなき恋」と歌いそうになってしまうのである。それを石牟礼は以下のように書く。

さっき、はかなき夢のところを、はかなき恋とうたっていたのはおマス小母さんである。師匠は聞きつけた気配だったが、そのときは空耳か、というような顔つきになってやり直しになった。

こんどは総勢十五、六人の出席者のうち、三人ばかりの声がそれとわかる声で、はかなき恋とうたってしまった。

(あらあ、伝染したばい。こんどは聞きつけなはったぞ)

トキノ小母がまっさきに気づいて、前にいざり出していたおマス小母さんの足の小指をつねりあげた。少々のことでは、足に麻痺が来ているので、感じない。

事態が少しものみこめていないのんびりした顔で、おマスさんがふり返り、内証ごとでも囁きかけられると勘違いしたか、笑顔になった。

これだから、とトキノさんはおもう。

(あんたばい、あんた)

首をひくくしたとたん、おマス小母にむけて、師匠の声が飛んだ。

「おマスどん、どこば向いとるかな」¹⁵⁶

¹⁵³ 前掲書、408頁。

¹⁵⁴ このことについて、石牟礼は水俣病訴訟の原告団長である渡辺も「巡礼行の本当の代表格は義光どんじゃろう、と思っているふしがあった」(石牟礼 [2011] (初出は2006年)、411頁)と書いている。石牟礼によれば、渡辺は「状況に応じて、まあ、役者もいろいろ出さなきゃならん」(前掲書、411頁)と語り、田中を立てていた。

¹⁵⁵ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、299-303頁参照。

¹⁵⁶ 前掲書、364頁。

以上のやり取りは、おそらく石牟礼の創作が含まれているだろう。特にトキノ小母さんの心の声は、石牟礼の想像によるものである可能性が高い¹⁵⁷。しかしながら、石牟礼の描き出すおマス小母さんとトキノ小母さんの掛け合いは、当時の御詠歌の稽古風景の賑々しさを、その場に居合わせなかった人間に想起させる力を持っている。また、水俣病の被害者の女性たちが苦勞をして御詠歌の練習に励み、田中が熱心に指導する様子は、映画『水俣一患者さんとその世界』にも映像として残っている。

なぜ御詠歌の練習は大変だったのだろうか。水俣病の被害者の多くは小学校にもほとんど通わず、勉強というものに縁遠かった。さらに、水俣病の影響で神経障害もあるため、御詠歌の歌詞を覚えて歌うことは水俣病の被害者にとって負担が大きいことでもあった。その女性たちに、田中は「ああ、やっぱり、お前どもは水俣病あたまじゃ¹⁵⁸」と言って叱る。そして、「御詠歌を流行歌と間違えとりやせんですか。だいたい心がまえが¹⁵⁹」と咎め、「御詠歌ちゅうのは、死んだ仏に死んだ霊たちに奉る心でございますぞ。なあ、まさか、死んだ者どもを忘れたわけじゃなかろうが¹⁶⁰」と問いかける。さらに、田中はおマス小母さんに名指しで、亡くした家族のことを問い、おマス小母さんはうつむいて「八の字眉が泣きそうに¹⁶¹」なってしまった。続けて、田中は次のように述べる。

「よかですか、遊びやもの好きで、ご詠歌習うとじゃないか。死んだ霊たちに奉る心で習うとですよ。

そればかりじゃなか、大阪やみやこの人方に、水俣病患者は見あげたものじゃと、水俣病患者は屑のごたる者共ではなかと。見あげたものじゃと、見て貰わんがために、巡礼姿で、巡礼姿になって、ゆくと定めたでしょうが、高野山まで。稽古もしておかんちゅうがありますか¹⁶²」

以上のように田中は、水俣病の被害者の立派な姿を大阪の株主総会で披露したいと躍起になっている。流行歌を気ままに歌うのではなく、御詠歌を間違えずに歌い上げることが、全国の人びとに対して自分たちは屑のような人間ではないと示す手立てだと、田中は考えているのである。さらに、田中が女性たち

¹⁵⁷ 石牟礼は『苦海浄土』を聞き取りの書き起こしではなく、自らの感性により、水俣の人びとの心の声を想像力によって文学作品として書いている部分が多い。そのため、当事者にとっては石牟礼の創作は事実と異なることもある。しかしながら、当時の水俣の人びとの空気や漂う雰囲気をも的確に描き出している部分もあり、資料としてある程度は使用できるだろう。

¹⁵⁸ 石牟礼 [2011] (初出は 2006 年)、365 頁。

¹⁵⁹ 前掲書、362 頁。

¹⁶⁰ 前掲書、362 頁。

¹⁶¹ 前掲書、362 頁。

¹⁶² 同上。

を叱って御詠歌の稽古に駆り立てるのは、女性たちが本当にできないのではなく、できないことを装っているとみなしているからである。田中は「しんからバカならば、始末もよかくなあ。バカ装るのが本性じゃけん、勝たんもんなあ¹⁶³」とつぶやいている。そのことについて、石牟礼は以下のように書く。

これまで師匠（引用者注：田中のこと）が長年接して来た「あの組のものどもの本性」から、みちびき出されたひとつの感想を、わたしは納得できた。世間一般のことにも、女の道にも人より精しかご仁といわれている小父さんがいうように、「バカを装るのがあの組の本性」であるのなら、わたしとて少々身に覚えがあることだし、その本性とは、一代二代で出来上がったものとは思えない。相当な歴史的所産といわねばならぬのかもしれない¹⁶⁴。

以上で石牟礼は明言してはいないが、示唆していることは「性差別」のことであろう。女性たちは、賢さを隠してバカを装うことを身につけている。それは、歴史的に女性たちが受け継いできた振る舞い方である。そのため、難しい課題が与えられた場合、バカを装ってできないと諦めてしまうのである。田中はこの女性たちの習慣に打ち勝ち、御詠歌を株主総会で披露しようと奮闘している。

こうした思惑で「おろよか水俣病あたま」と田中が女性たちに言い放ったのであるが、女性たちはそれを鷹揚に受けとめている。石牟礼はその女性たちの様子を次のように書く。

この言葉（引用者注：「おろよか水俣病あたま」のこと）をいただいて、婆さまたちが、海の風より静かな気配でいたのは、もちろん師匠の愛敬に満ちた人柄を、身内だと思っているからである。幾月か経って、本番の日が来て、チッソ大阪本社と高野山詣でを果たしたのちのちになってからも、彼女らは、この夜の言葉をしばしば思い出し、いとも初々しく、咲まいほころんだのである。

「おろよか頭っじゃでなあ、師匠さんから保証してもろたもん、水俣病あたまち」¹⁶⁵

以上のように、水俣病の被害者の女性たちは、田中の言葉を愛情を持って受けとめている。女性たちは、田中がいないと元気が出てくるなどの軽口をお互

¹⁶³ 前掲書、371頁。

¹⁶⁴ 前掲書、372頁。

¹⁶⁵ 同上。

いに叩きながらも¹⁶⁶、御詠歌の練習に熱心に励むのである。

このような御詠歌の練習の成果は、11月27日に大阪に到着してから発揮され始める。水俣病の被害者の女性たちはそろいの白装束を身にまとって、大阪のチッソ本社の事務所で所長と対面する。対話は成立しなかったが、そこを出て大阪の都市の中で支援者の集會に合流すると、女性たちは御詠歌を歌い始める。その様子を石牟礼は以下のように書いている。

集合した各地の『告発する会』などに囲まれて、巡礼団がご詠歌をととなえ始めた。ひくい、どこか不揃いな声の、ひたすらわが手で打ち振る鈴鉦だけを見つめる御詠歌¹⁶⁷には、地霊の声のような響きがあって、道行く人びとをとらえずにはいなかった。

「仏たちを背負うて、仏たちの身になって」いるにちがいがなかった。師匠の教導はここに来て、海底の声のように婆さまたちの心身に湧きはじめたのである。道行く人びとはしばし立ち止まり、喜捨を思いつき、財布を探してはあけしめして、何がしかをカンパ箱にねじこんで、恥ずかしげに振り返り振り返り、立ち去って往った¹⁶⁸。

以上のように、水俣病の被害者の女性たちは、御詠歌の稽古が実り、本番前日の大阪での集會で御詠歌を心を入れて歌い始める。周囲はその姿を見て、心を動かされ、カンパを差し出している。ここで重要なのは、水俣病の被害者が「稽古」をすることで御詠歌という〈表現〉の方法を身につけて来たことである。当然ではあるが、水俣病の〈被害者の情念〉は長い時間をかけて、被害者の内部に蓄積されてきた。従来は、水俣病の被害者は、その〈情念〉によって被害者・加害者対話を求めて座り込みやデモの実力行使を実行してきた。他方、一株運動では水俣病の被害者に対して舞台装置が与えられる。この舞台に対し、水俣病の被害者は自らの〈情念〉を〈被害者の表現〉として転化するための方法として、御詠歌を選び、稽古をして習得したのである。

もちろん、田中をはじめとして、水俣病の被害者が、被害者・加害者対話において、〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉に転化する仕掛けとして、御詠歌という表現方法を自覚的に選んだというのは読み込みすぎであろう。だが、田中は直感的に株主総会という舞台の重要性を掴み、水俣病の被害者の姿をどのように表現するのかを思考していることは確かである。株主総会で、一番目立ち、水俣病の被害者が立派な人間に見え、かつ、自分たちの家族を亡くした悲

¹⁶⁶ 前掲書、373頁参照。

¹⁶⁷ 変換の不揃いはママ。

¹⁶⁸ 前掲書、433-434頁。

しみを表現できる、ような方法を考えた。その結果、御詠歌の唱和を選び、女性たちを稽古に駆り立てたのである。歌の稽古は身体訓練の一つであり、身体と同調を通して、精神的な同調も引き起こすことができる。また、唱和は話し声に比べて、耳に残りやすく怒号の中でも目立つ。田中は直感的に最も舞台に適した表現方法を選んでいるのである。

一株運動が実行された11月28日のチッソ株主総会で、水俣病の被害者たちの御詠歌は、稽古の成果が結実して、迫力のある唱和となる。この様子について、石牟礼は以下のように書く。

一切の想念からはなれ、ただただ、亡き者に語りかけているだけのような声であった。ひとりひとりにすればかぼそい声の、コンクール用の合唱とは全くちがう質の斉唱は、不思議な波動をもちはじめ、鳴りをひそめている会場にしみ渡っていった。一節、二節、三節。婆さまたちはやっぱり、ところどころ文言をたがえる。しかしそれが何であろう。外れた文言は言葉の微妙な行間をおぎなうて、歌詞も音節もむしろ重層化しながらとぎれなく続く。三十名足らずの小学校読本もろくに読まなかった「田舎人」の婆さまたちが打ち鳴らす鈴鉦と、慎ましさも極まったご詠歌の声は、階下の席で心身を澄ましている学生たちの胸をよほどにゆさぶったらしい。感きわまって押さえがたくあげる嗚咽の声があちこちから聞こえる。異様な、まったく予想だにできなかった情景である¹⁶⁹。

以上で石牟礼が描くように、水俣病の被害者の御詠歌の唱和は周囲の人びとの心を揺さぶるものとなった。石牟礼が指摘するのは、水俣病の被害者たちの御詠歌が「亡き者に語りかけているだけ」であったことである。水俣病の〈被害者の情念〉はすでに死んでもしまった人たちへの鎮魂へ向かい、〈表現〉として結実している。この御詠歌による死者への祈りは、株主総会の中に一種の祝祭的空間を現出させている。ここに来て、〈被害者の情念〉は御詠歌を通して不在の死者たちに捧げる〈被害者の表現〉へと見事に転化しているのである。

この背景には田中の指導による御詠歌の稽古があった。水俣病の被害者同士の賑々しく鷹揚な人間関係の中で、御詠歌は当事者に身体化され、情念の表現形式として獲得された。その表現形式としての歌は、株主総会という舞台で最も適切であった。その結果として、水俣病の〈被害者の情念〉は〈被害者の表現〉として、周囲の人びとへよく伝わったのである¹⁷⁰。

¹⁶⁹ 前掲書、436-437頁。

¹⁷⁰ このことについては、水俣病の被害者の実感としてもあったことである。田中は株主総会後の「帰水歓迎会」で、「会場に入場したら向こうはレコードかけとった。レコードに負けんよう

③鬼として生きる被害者

株主総会で、水俣病の被害者である浜元フミヨは、チッソの江頭社長に両親の位牌を突きつけ、絶叫した。浜元は両親と弟が水俣病を発症し、その看病に若い日々を費やしてきた。株主総会で最も強く怨念を表現していた水俣病の被害者ではあるが、平時はそんな風ではない。

たとえば、11月24日に株主総会に行くために水俣を出立して汽車に乗る浜元を、石牟礼は『苦海浄土』第二部で次のように描写する。

白装束をいちばん羞らっているのは、浜元フミヨさんのようにみえた。かねてなにごとにも率直簡明なもの言いをして、極端なデリカシーを隠しているこの人を、その旅装束はことにも初々しく見せていた。

二重瞼のくっきりした大きな眸が、いつも内心の憂悶と鬱積のために充血してみえるのが、この朝はすっかり肩の張りが溶け去ったような、どこやらほろほろとした少女のようにあどけなくみえた¹⁷¹。

以上で石牟礼が書き表すのは、繊細で少女のように無垢な浜元である。石牟礼はその後の数ページで、浜元の「衿足をかきあげるしぐさ¹⁷²」「匂やかな笑顔¹⁷³」を描き、周囲の口から「ふた親の看病で、嫁にもゆけずに¹⁷⁴」と語られることを述べる。この石牟礼の描写では、浜元は水俣病によって少女時代を失い、青春を送れなかったことが示唆されている。浜元は、水俣病によって、あつたはずの家族や青春時代を奪われたのである。

その浜元は、一株運動で「狂い¹⁷⁵」に行くことを決めていた。浜元は、映画『水俣一患者さんとその世界』の映像で、次のように語っている。

「……もうあの、チッソの会社が憎くてですね。わたしはもう、今度、大阪の、あの一株運動にいった時には、江頭社長にですね、“もうあんたは、

にご詠歌を歌うた。あとからレコードを切ってしもうた。機械でやっとおどん達に勝たんじゃったんだからな」(『告発』、第19号、1970年12月15日、5頁。縮刷版『告発』[1971]、158頁)。と語り、周囲は「われわれのご詠歌に心打たれたつですよ」(同上)と御詠歌の唱和がうまくいったことを述べている。

¹⁷¹ 石牟礼 [2011] (初出は2006年)、422-423頁。

¹⁷² 前掲書、423頁。

¹⁷³ 同上。

¹⁷⁴ 前掲書、424頁。

¹⁷⁵ ここで言う「狂う」こととは、情念にかられて常軌を逸する行動をとったり、神靈に憑依されたかのように振舞ったりすることを指す。「狂う」という語は、長らく精神疾患に対する差別表現として使われてきたが、ここではその意図はない。水俣病の被害者は自らが日常を離れて情念の世界に没入する自らを「狂う」と呼んでいるので、そのまま本論文ではこの語を使用する。

四百万で、私がここで命を買いますが—”とわたしは言ってですね、もうひと言でもふた言でも、狂うて来ようと思って、あの今度いくわけです¹⁷⁶」。

以上で、浜元はチッソへの憎しみをはっきりと口にし、「狂うて来ようと思って」と話している。ここで浜元の言う「狂う」とは、怒りという〈被害者の情念〉に身を任せて、とことん江頭社長にぶつけることである。日常生活では穏やかに暮らす浜元は、一株運動で鬼のように怒り狂う。

実際に、チッソの株主総会での浜元の豹変は、水俣病の被害者に寄り添ってきた石牟礼にとっても度肝を抜くものであったようだ。株主総会で黙祷し、御詠歌を歌ったあとで、浜元の不測の事態を石牟礼は以下のように記している。

えっえっというような、小さな悲鳴に似た声が左の眼前でして、人がもがくのが見えた。すわ、誰かが痙攣を起したと思った。なんと浜元フミヨさんが欄干の手すりにもがきのぼり、立ちはだかり、一瞬わたしの目の前で仁王立ちになったのだ。咽喉笛がひきさけたかのような声をあげている。白い手甲をつけた片手がわななきながら宙を掴もうとしていた。後ろにいた市民会議や告発の男性たちが驚愕して腰に抱きつき、あやうく彼女を引きもどした。それは一瞬のできごとだった。彼女の咽喉からはなたれたその声が餌となって天井との間に行き来した。

「両親（引用者注：ふたおや）ぞお、両親あ」

ふだんゆったりしか歩けないフミヨさんが、まかり間違えば落下するにちがいない階段状の欄干にたちはだかるとは、誰も思い及ばなかった。引き下されたあと、彼女の躰は、陸に揚げられた大きな魚のように、しばらくびくびく震えていた¹⁷⁷。

以上のように、石牟礼は浜元の変貌を述べている。石牟礼によれば、浜元は痙攣するようにびくびくと震え、明らかにいつもと様子が違う。この時点では、チッソの株主総会は江頭社長により粛々と進められているため、浜元の声は届いていない。しかしながら、すでに浜元は情念に駆られて、とても正気を保っていないように見える。

株主総会の決議が進められ、説明会に移ると、浜元は江頭社長に直接対決をすることになる。江頭社長の間近まで寄って、位牌を彼の胸に突きつけて絶叫した。映画『水俣—患者さんとその世界』の映像には、浜元の叫んだ言葉が次のように記録されている。

¹⁷⁶ 『『水俣—患者さんとその世界』採録シナリオ』。

¹⁷⁷ 石牟礼 [2011] (初出は 2006 年)、438 頁。

「……あんたも親でしょう！ よう、分つとりますか！ よう分つとりますか。あんたも人の親でしょ。両親ですよ、りょうおや両親、人がなんといつても両親ですよ、分りますか？ わたしの心が分るか！（場内水を打ったよう）何ちゅうたか、俺がいた時は何ちゅうたか、三回も頭を下げたんが忘れたんか！（社長“だから仏前にまいて……”）仏前に参っただけでは、つまらん！（声のたけをふりしぼって）笑うな！ いま笑うた！（社長“笑つては……”）笑うた！ おら笑うことどま言うたらんぞ！ 笑うた、いま笑うた！ りょうおや……両親、親が欲しい子どもだけ、親が欲しい子どもだけ！ 分るか、おるが心が！ 親が欲しい子どもにまた親、その親、こども……（ことばの輪になる）親…… こども。年寄りもおったんだんよ、年寄も、自分が身だけじゃなかったぞお。よう分ったか、出月の浜元じゃ、浜元！ 分るか、おるが心。おるが心、わかるか！¹⁷⁸」

以上のように、浜元は声を振り絞って江頭社長に訴えかける。「あんたも親でしょう」と問いかけて、自らが両親を失った悲しみを少しでも理解するよう要求する。「わたしの心が分るか」という言葉は、繰り返し、絶叫するうちに「おるが心」という水俣の方言に変わっていく。「笑うな」「親が欲しい」と繰り返される言葉はだんだんと意味を失って、浜元の悲痛な声だけが響くようになっていく。「出月の浜元じゃ」という浜元の声は、ここに私がいるという訴えかけのように聞こえてくる。ここで重要なのは、浜元が叫んでいる言葉の内容ではない。叫んでも叫んでも、誰にも届かないような胡乱な言葉を、狂ったように繰り返す浜元の姿、それ自体が浜元の〈被害者の表現〉なのである。

映画『水俣一患者さんとその世界』の映像からも、浜元の絶叫に株主総会の会場の熱気がいっそう高まっていくことが伝わってくる。それまでにも白装束や御詠歌によって立ち現れていた、株主総会の中の祝祭的空間が、浜元の声によって増幅されていく。心を揺さぶられた被害者、支援者、一株株主らが、チッソの社長や役員に罵声を浴びせて怒りをぶつけていく。それに対して右翼や総会屋が対抗しようと怒鳴り返す。人びとが掴み合い、叫ぶ中で民衆のエネルギーが高まっていく。熱狂した人びとの群の真ん中で浜元が渾身の怨念をぶつける。浜元は水俣病の被害者の象徴となり、祭りの舞台の上で怒りに身を任せて誰よりも狂う。

評論家の渡辺京二は「会社幹部に迫る時の浜元フミヨさんの言葉を聞いていると、私は能舞台の鬼を思い出す¹⁷⁹」と書いている。渡辺の指摘は鋭く、浜元

¹⁷⁸ 『『水俣一患者さんとその世界』採録シナリオ』。

¹⁷⁹ 渡辺 [2017] (初出、1972年)、35頁。

の〈被害者の表現〉を言い表している¹⁸⁰。能では、舞台の上で役者が面をつけて与えられたストーリーを演じる。役者は、面を通して鬼でもなんでも、異界の存在を演じることができるのである。浜元が株主総会で狂うときにも、同じように目には見えない「被害者の面」をつける。その面をつけることで、浜元は普段は押し隠している怒りや恨みの念を爆発させることができる。浜元が株主総会で鬼になるというのは、舞台の上で鬼を演じるということである。

ここでは「演じる」という言葉を、「偽物」や「みせかけ」という意味で使っているわけではない。演劇では、役者が舞台上で演技をすることを「役を生きる」と表現する。役者は与えられたストーリーや台詞に沿って演技を行うが、それは「嘘」であってはならない。舞台上だけに現出する虚構世界の中で、与えられた役の人生を生きる。たとえ、役者が話す言葉が最初から台本に書いてある台詞であっても、その言葉が身体から湧き出て、自分のものとして口から出てくる状態を、役者は目指さなければならないのである。その意味で、役者は「自分ではないもの」に成り代わり、舞台上で生きるのである。

この意味において、浜元は株主総会で鬼を演じているのである。どんなに江頭社長を責めても、浜元の両親は帰ってこないし、弟の水俣病も良くならない。浜元が失ったものは二度と取り返せない。そのことは浜元自身がよく知っているだろう。そのどうしようもない喪失を、浜元は〈被害者の表現〉の中で可視化し、花開かせる。浜元が江頭社長に求めるのは、金では贖うことのできない喪失である。両親の命、弟の健康、自らの青春、それらの全てはどんな賠償金をもらっても帰ってこない。この喪失が浜元によって表現されたとき、水俣病の本質が明らかになる。水俣病が破壊したのは、お金では買えない生命や、家族の絆、かけがえのない時間、そういった人間の生きていく上で欠かせない基盤なのである。これらの基盤を失った人間は正気では生きていられない。その喪失を表現するために、浜元は鬼にならねばならなかったのである。

このときの被害者・加害者対話は損害賠償の交渉とは全く性質が異なっている。江頭社長が浜元に応答するならば、江頭社長もまた、この世のものではない鬼にならなければならない。なぜならば、人間の生きていく基盤を奪い、狂わせていくような存在は鬼でしかないからである。もし、江頭社長が被害者に応答するならば、企業責任や社長としての責務といった役割を捨てなければならない。江頭社長もまた、能役者のように鬼の仮面をつけ、浜元の狂気に巻き込まれ、彼女の喪失を共有しなければならない。そのとき初めて、江頭社長は本当の水俣病の加害者として、自らの犯したあやまちの重さを知るだろう。鬼にならなければならない、鬼と話すことはできない。鬼になることで、江頭社長も人間

¹⁸⁰ ただし、渡辺のこのあと、被害者は鬼となることで加害者の位置を取らされてしまうという構造を中心に解釈を進める。私はこれには同意しない。

であることをやめ、祝祭的空間の中で、狂うことによって応答することができる。しかしながら、この時、江頭社長が水俣病の被害者に応答することはなかった。

④ 応答できない加害者

水俣病の被害者にとって、加害者とは誰のことだろうか。公害問題では、加害者は「企業」という集団であり、個人の責任が問われるわけではない。そのため、被害者・加害者対話においても、誰を加害者とするのかは大きな問題になる。水俣病の場合は、被害者にとっての加害者は「チッソの偉か人」であった。石牟礼は『苦海浄土』第二部の中で、被害者の加害者観を掬い出そうとしている。

水俣病の被害者は一株運動の中でも「会社のえらか人間」について話しており、「水俣にやられる幹部は、おろよか人間かもしれん。ああも道理のわからんちゅうは¹⁸¹」という言葉が出てきたことを石牟礼が書いている。すなわち、水俣で被害者・加害者対話が成立しないのは、水俣のチッソの幹部は「おろよか人間」であるからだと考えるのである。石牟礼によれば、「おろよか」というのは「出来上がりに欠けるところがあるという言い方¹⁸²」である。また、水俣病の被害者に対して会社幹部は「社長はわれわれとちがいまして、非常に多忙でございまして、水俣に来れないのでございます¹⁸³」と伝えていた。そこで水俣病の被害者はチッソの社長と自分たちはどう違うのだろうかと考え、「漁師になるには、試験や学歴など一切問われないけれども、試験を受けて「会社」に入る者は会社がきめたことに従わねばならないだろう。そういう者たちの上に立つ社長であれば、徳において知において、人を動かす真情において、並にすぐれた人格でなければつとまるまい¹⁸⁴」と結論づけていた。つまり、水俣病の被害者はチッソの社長に対し、企業の責任者であると同時に、並外れた人格者であると考えていたのである。したがって、石牟礼によれば、被害者はチッソの社長に対し、自分たちの訴えを正面から受け止め、対話に応じることを期待していた。

しかしながら、株主総会で浜元フミヨに正面から怒りをぶつけられた江頭社長は応答することができなかった。そのことは前項で書いたとおりである。後藤孝典によれば、江頭社長は浜元に詰め寄られ、「口もとにひややかなゆがみ¹⁸⁵」

¹⁸¹ 石牟礼 [2011] (初出は 2006 年)、426 頁。

¹⁸² 同上。

¹⁸³ 前掲書、428 頁。

¹⁸⁴ 同上。

¹⁸⁵ 後藤 [1995]、149 頁。

を浮かべる。「笑っているように見えるが身体はワナワナと慄えてい¹⁸⁶」た。江頭社長は浜元に加害者として糾弾され、少なくとも心理的には追い詰められていたと考えられるだろう¹⁸⁷。それでも、江頭社長は浜元の訴えに応じることができなかった。

この状況について、熊本の「水俣病を告発する会」の機関紙『告発』第19号（1970年12月15日）は次のように描いている。

患者のはげしい悲しみの訴えが続いている間、彼（引用者注：江頭社長）は心待ち顔を上下させ「よくわかります。責任は感じています。だから」というようなことをくりかえすだけ。時折、自分の居場所を失ったような表情をうかべた。患者の激しい¹⁸⁸言葉は彼を素通りして、うしろの長髪の学生に突き刺さったかのようなだった。彼はスクラムに腕をとられて顔をおおうすべもなく、表情をゆがめおいおいと泣きながら仲間の肩に顔を埋めていた¹⁸⁹。

以上のように、江頭社長は何か言い返そうとしているが、浜元ら、水俣病の被害者に届く言葉は持ち得ていない。率直に言えば、江頭社長はどうすれば良いのかわからなかったのだろう。より純粋な若者たちが、浜元の〈被害者の表現〉としての叫びを正面から受け止めているのに対し、江頭社長はそれを避けようとして戸惑っているのである。

また、石牟礼は『苦海浄土』の第二部で、江頭の周囲にいる人たちの反応を以下のように描き出している。

未認定患者の川本輝夫さんが泣きじゃくりながら、隣の若者にいった。「何とかして（社長に）わからせる方法はなかもんじゃろうか、わからんとじゃろうか」
まるで頑はない子の、途方にくれたような表情と低い泣き声だった。一人の男が立って、ゆっくりと社長の肩を抱くようにした。巡礼団に付き添ってきたチッソの工員、田上信義さんだ。来年は合理化でクビだと自分で言っている。
「社長……」ふるえをおびた静かな声であった。

¹⁸⁶ 前掲書、149頁。

¹⁸⁷ これについては、水俣病の被害者の坂本トキノも、「あんたは今まで何して来たか。詫状書いただけのことをして来たかと言うたら、社長はワナワナ慄えとらしたもん。薄笑いしとらしたばってん、あら泣き笑いじゃもん」と株主総会後の「帰水歓迎会」で語っている。（『告発』、第19号、1970年12月15日、3頁。縮刷版『告発』[1971]、151頁。）

¹⁸⁸ 変換の不揃いは原文ママ。

¹⁸⁹ 『告発』、第19号、1970年12月15日、3頁。（縮刷版『告発』[1971]、151頁。）

「わたしは……、水俣の従業員です。ちゃんとしてくれなければ、恥かしか
です。よかですか」¹⁹⁰

以上でも、江頭社長以外の周囲は水俣病の〈被害者の表現〉を受け止めて、
心を揺さぶられて泣いている。他方、江頭社長は頑なに〈被害者の表現〉を排
し、応えようとしない。この対比は、被害者と加害者の対比をいつそう際立た
せている。株主総会では、加害者である江頭社長が被害者の前に引きずり出さ
れ、被害者・加害者対話が行われた。この対話の中で、水俣病の〈被害者の情
念〉は〈被害者の表現〉へと転化し、白装束や御詠歌、鬼としての訴えなどの
形で現実化し、周囲の人びとへ直接的に被害者の喪失や苦しみが伝わってい
た。それにもかかわらず、加害者だけが〈被害者の表現〉を拒み、応答せずに
沈黙している。

この株主総会では、本来ならば被害者・加害者対話の可能性は拓かれていた。
江頭社長が浜元フミヨに応答していれば、真の意味での対話は始まったはずで
ある。一瞬、浜元により拓かれた対話の可能性は、江頭社長の拒否で閉じられ
てしまった。この真の意味での対話の可能性が再び拓かれるためには、川本輝
夫らによる自主交渉まで待たねばならない。

⑤祭りの終わり

チッソの株主総会が祝祭的空間に変質し、民衆のエネルギーが最高潮に高ま
って浜元が江頭社長に詰め寄った。しかしながら、江頭社長が応答しなかった
ため、被害者・加害者対話は打ち切れ、浜元や民衆のエネルギーは行き場を
失ってしまった。そのとき、祝祭的空間を閉じ、人びとを日常へ回帰させたの
が石傘礼であった。

石傘礼は『苦海浄土』第二部で、そのときの心情と行動を次のように書いて
いる。

海面の一角にふいに立った巨大な三角波のような熱度の高い気分は急速
に衰え、人間の哀れさだけが定着してゆくような場面であった。わたしは立
って呼びかけた。まったく予測もしなかった自分の行動だった。

「みなさん、もう席へ帰りましょう。これ以上は無意味です。あとは天下の
眼がさばいてくれるでしょう」

人びとが無言で醒めぎわの夢の中を横切るように壇を下りはじめた。

「私たちは水俣へ帰りましょう」

¹⁹⁰ 石傘礼 [2011] (初出は 2006 年)、445 頁。

水俣以外のどこへ、帰れるところがあったらどうか¹⁹¹。

以上のように、石牟礼はチッソの株主総会での自分の行動を振り返っている。ここで石牟礼の言う水俣に帰ることは、日常生活へ帰ることと同義である。水俣病の被害者たちは、加害者と対話するために、水俣を出立して大阪までやってきた。大阪では、それまで水俣で押し隠してきた〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉へと開花させ、非日常的な祝祭的空間の中で思う存分狂った。だからこそ、その祝祭が終われば、水俣病の被害者は日常へ帰り、正気に戻り、また水俣で暮らすのである。

その掛け声をかけたのが石牟礼であった。石牟礼は、文学作品を通して水俣病の被害者の繊細な日常や心情を代弁する作品を書いているため、巫女やシャーマンと称されることも多い。他方、巫女やシャーマンといった存在は、この世とあの世の境目に位置している。線引きを司っているのである。だからこそ、石牟礼は祝祭的空間が縮小したタイミングを見計らって、狂気の世界から現実へ水俣病の被害者を引き戻すことができたのであろう。

石牟礼は、日常世界へ戻った水俣病の被害者が、株主総会の翌日に自分たちのことを次のように振り返ったと書いている。

「昨日は、狂うたなあ、みんな」

誰の声だったか、大きくはない。微笑みを含んだ声が冷気の中にした。

「——ほんに……。思う存分、狂うた……」¹⁹²

以上で石牟礼が書いているのは、水俣病の被害者の自己表現に対する突き放した感覚である。前日の祝祭的空間でのみ、自分たちは狂うことができ、〈被害者の表現〉を開花させる。祭りが終わってしまえば、「あのときのこと」として完結し、日常生活へは持ち込まないのである。

このあと、石牟礼は詩的な言葉で坂本トキノの「花の供養」についての文章を綴る。トキノ小母さんは、亡くした娘・きよ子のことを夢に見たことを語る。それは、前日の浜元フミヨの姿を見たからだろうとトキノ小母さんは言うのである。トキノ小母さんは、きよ子のことを地面ににじりつけられたさくらの花びらに重ねていく。フミヨもきよ子も、あったはずの青春時代を水俣病によって奪われたからである。そして、「花の供養にどなたか一枚、拾うてやって下りますよう願っております」と石牟礼に語るのである。この箇所は、前日の株主総会での鬼として狂う水俣病の被害者とのコントラストを際立たせている。

¹⁹¹ 同上。

¹⁹² 前掲書、450頁。

祝祭的空間では鬼として狂った女性たちが、日常では美しい夢のような言葉を語っている。

これはあくまでも石牟礼の文学表現の中での対比であり、現実の水俣病の被害者の実情を反映しているかどうかはわからない。しかしながら、石牟礼の言葉で語られるのは、水俣病の被害者の複雑な心的世界である。水俣病の被害者は、鬼の現れる祝祭的空間だけではなく、日常の生活の中でも幻想の世界を生きている。現実と幻想、正気と狂気の境目は著しく曖昧であり、石牟礼は巫女やシャーマンとしてその間をさまよいながら、かれらの心的世界を書き起こしているように読める。こうした日常世界の中で水俣病の〈被害者の情念〉は具体的な〈被害者の表現〉には転化せず、そのままかれらの見ている幻想の中に溶け出して、自然世界や神話世界と融合してしまうのである¹⁹³。

⑥修正動議の提出

一株運動を提案し、中心となって運動を広げてきた後藤孝典は、実際にチッソの株主総会が進行していく中で冷静に行動している。被害者・加害者対話の中で〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化し、株主総会を舞台にした祝祭的空間が生じることは、まさに後藤が狙っていた通りの展開である。しかしながら、水俣病の被害者が祝祭的空間に身を投じている最中に、後藤は非常に冷静に法的手続きへ繋がる行動をとっている¹⁹⁴。それが修正動議の提出である。

ここで言う修正動議とは、チッソの株主総会の決議内容の変更を求めて書類を議長に提出することである。株主総会では、修正動議は必ず審議しなければ

¹⁹³ このような日常世界の中に垣間見えるような、水俣病の被害者の幻想世界の描写は、石牟礼の小説作品で頻出している。この石牟礼の文学作品の特徴については稿を改めて検討する必要がある。

¹⁹⁴ この後藤の行動は水俣病の被害者からは、冷静な行動というよりは、勇気ある行動と捉えられ好意的に受け止められている。たとえば、総会後の「帰水歓迎会」で田中アサノは「(前略)後藤弁護士の壇にかけ上って「待て」としなはった。あれでよかったもん。あしこ勇気出してくれらっさんば、私達はすがっていわなんだった」(『告発』、第19号、1970年12月15日、5頁。縮刷版『告発』[1971]、158頁)と、自分たちの行動のきっかけになったと語っている。また、坂本マスヲも後藤に対して「勇気があるな、あの人は。あんなに体を張って壇上にかけ上っていかねば、私たちは何もいえなかったかも知れません」(同上)と語っている。実際にこの日の株主総会は右翼も会場におり、襲撃の危険もあった。後藤自身も「右翼に備えて腹に新聞紙を巻き、その上に、はじめての子の出産が終わったばかりの妻が先頃まで使っていた岩田帯を幾重にも巻いて家を出ていた」(後藤 [1995]、146頁)と述べており、ここで壇に上がる行動は勇気があるものであった。他方、一株運動に参加していた、労働運動家の松浦豊敏は後藤のこの行動を「スタンドプレー」(松浦 [1974]、7頁)として厳しく批判する。松浦は、一株運動は組織だった行動をすべきであると考え、「闘争本部から指令」(同上)を待って一斉に壇上占拠を行うという作戦会議の結論を遵守しようとしていた。松浦にとっての後藤の行動は、「一株運動の提唱者としての存在がかすむと恐れて」(同上)、「抜け駆け的に総会壇上にはい上がった」(同上)と判断するものだった。以上のように、後藤の行動に対する見解は分かれているが、私はその後の訴訟の展開と併せて、ここで後藤の行動は「冷静な判断に基づくもの」と考えている。

ならない。株主の提案を議長は無視できないのである。後藤は前もって、チッソの決算案に対して「貸貸対照表余剰金のうちの退職給与積立金一〇億円のうち約六億五、〇〇〇万円—これは裁判で患者原告が請求している金額に当たる—を取り崩し水俣病補償積立金を同額設定すること、利益金処分案のうち三億円を未認定患者発掘検診費用として別途積み立てることを骨子¹⁹⁵」とする修正動議を用意していた。

後藤は騒乱状態になった株主総会での心情を、著書の中で以下のように回想している。

患者をふくめここに出席している人達は株主総会が実際にはどのように進行するかをほとんど知らない。大勢の中で、会社役員たちの発言内容が聞き取れなくても、誰が立ち上がったかだけでどのように進行しているかがわかるのは、私一人だけかもしれない。私は責任を感じた。思わず立ち上がって、通路を舞台の方に進んだ。総立ちになって誰もかれもが叫んでいる。誰も私の動きを気にとめない。舞台右手に西田監査役が立ち上がって何か言っている。ひとことも聞きとれない。しかし監査報告をしていることは間違いない。議題は決算書類承認の件一つしかない。監査役の報告が終れば、一気に総会終了に持ち込むことは間違いない。これを阻止するには一つしかない。私は決心した¹⁹⁶。

以上のように、後藤は熱狂していく民衆の中で、総会の進行を冷静に観察している。そして株主総会を終了させないために、計算書類を持って舞台上がって江頭社長に突き付けようとするのである。この様子は映画『水俣—患者さんとその世界』の映像にも記録されている。後藤は舞台の上手（向かって左側）で、書類を持って大きく振っている。しかし、それを議長が無視するため、舞台上に登ろうとする。そうすると、後藤の足を掴んで妨害する男たちがいるので、後藤はかれらを蹴飛ばして舞台上上がる。そして、右手で書類を掲げて、はっきりと江頭社長の目の前で修正動議があることを示している。ところが、江頭社長は後藤の修正動議を無視し、決議が行われたことを宣言して、株主総会を閉会した。たった4分間でこの日の株主総会は終結したのである。

これに対して、後藤はチッソ株主総会決議取消請求の訴訟を起こした。江頭社長は、一株運動で株主総会が異様な事態に陥ったにもかかわらず、それを無視して決議は問題なく行われたと報告を行った。すなわち、水俣病の被害者の訴えをなかつたことにしようとしたのである。このチッソの対応を問題化する

¹⁹⁵ 後藤 [1995]、148 頁。

¹⁹⁶ 前掲書、148 頁。

ために、後藤は11月28日の株主総会の決議は瑕疵があるとして裁判で訴えるのである。その結果、後藤は地裁、高裁、最高裁のすべてで勝訴している¹⁹⁷。裁判所の判断理由は主に二つである。一点目は三百人以上の一株株主が当日、株主総会に入場できないのに対して十分な手立てを取っていないことである。二点目は、後藤の修正動議を無視していることである。チッソの弁護人は、原告の訴の利益が消失している¹⁹⁸ことで争おうとしたが、高裁、最高裁のどちらでも認められなかった。

これは司法の限界が、チッソに裏目に出た例であるとも言えるだろう。冒頭で述べたように、司法制度の限界は当事者の心情や起きた出来事の内実を汲み取れないことにある。だからこそ、水俣病訴訟で、水俣病の〈被害者の情念〉は、裁判制度から疎外された。他方、チッソ株主総会決議取消訴訟でチッソの弁護人・村松俊夫は、一株株主は決算案の承認には興味がなく、水俣病の責任問題を問うという株主総会の本筋から外れた主張をするために参加していることを指摘している¹⁹⁹。確かに、当事者の心情や起きた出来事の内実は、村松の指摘が正しい。ほとんどの一株株主は水俣病の被害者の怒りを江頭社長にぶつけることにしか興味がなかった。後藤自身がそれを目的として一株運動を呼びかけている。しかしながら、司法制度はその部分を汲み取らない。あくまでも株主総会における総会の手続きを、法律に照らし合わせて判断する。したがって、一株株主や後藤が何を考え、どう行動していたのかに関わらず、一株株主を会場から締め出し、修正動議を無視したチッソのほうにこそ瑕疵があると判断されるのである。

法廷闘争には限界がある。それと同時に法廷闘争によってひっくり返すことのできる被害者と加害者の権力関係もある。後藤は、表側では一株運動で司法の限界を超えた法外の闘争を扇動しながらも、裏側では法廷闘争に持ち込むための仕掛けを用意していた。その裏面が修正動議の提出であり、チッソ株主総会決議取消請求訴訟だったのである。

後藤は最高裁判決の後で、「一審、二審、最高裁とストレート勝ちした²⁰⁰」と述べ、以下のように書いている。

一株運動は患者の闘いを支援する目的で始められました。我々は支援斗争としても一応の成果を実現し、またこの判決により、この運動が持っている

¹⁹⁷ この判決については法学の分野で判例研究の蓄積がある。ここでは前嶋[1985]を参照した。

¹⁹⁸ この裁判について、訴の利益の消失を積極的に主張した法学者に今井宏がいる。今井[1982]等を参照。

¹⁹⁹ 昭和四九年(ネ)第六六号株主総会決議取消請求控訴事件、「準備書面」(控訴人第一)、控訴人 チッソ株式会社、被控訴人 後藤孝典 外二六名、17-18頁。

²⁰⁰ 手書き資料、後藤[1983年6月8日](資料の使用については許可を得た)。

法的普遍性をも確認することができたと考えます²⁰¹。

以上が、一株運動に対する後藤の見解である。この判決が出るまで13年の月日が流れ、商法の改正によって株式が単元株で流通するようになったため、一株運動はほとんど行われなくなっていた。それでも、この判決は1970年11月28日に行われた一株運動が正しかったことを裏付けている。あの日、江頭社長が後藤の修正動議を無視し、水俣病の被害者の声をなかつたことにして、株主総会をたった4分間で打ち切ったのは間違っていたのである。江頭社長の議事進行は横暴であり、誤ったものであった。そのことを、後藤は13年かけて徹底的に闘って証明した。

私は第二章で後藤の〈被害者・加害者対話の思想〉が怜悯な思考と烈しい感情のせめぎ合いの中で生み出されたことを指摘した。後藤の一株運動での行動にもその両面を垣間見ることができる。一方では烈しい感情を煽り、恨みや怨念といった〈被害者の情念〉を中心にした一株運動を組織する。他方では、怜悯な思考により、修正動議を提出し、決議取消請求訴訟に持ち込むことでチッソを法的に追い詰めていく。後藤の1970年11月28日の株主総会で見せた修正動議の提出という冷静な行動は、この二側面の絡まりあいの中で起きていること考えることができるのである。

(3) 〈被害者の表現〉とは何か

ここで一株運動における〈被害者の表現〉とはなんであったのかをまとめておきたい。水俣病の〈被害者の情念〉はこれまで当事者の中で渦巻いており、表現する場を与えられていなかった。そこで、一株運動は、チッソの株主総会という〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉へと転化する舞台を用意した。一株運動の中で、水俣病の被害者は白装束を縫ったり、御詠歌を稽古したりすることで、〈情念〉を〈表現〉へと転化する方法を獲得していく。その結果として、株主総会では、水俣病の〈被害者の表現〉が花開き、鎮魂の祈りが可視化され、亡くなっていった被害者への呼びかけが行われた。そのことにより、株主総会の中には祝祭的空間が生まれ、水俣病の被害者や一株株主らが感情をあらわにして叫び、それに対抗しようと右翼や総会屋も叫ぶ。民衆のエネルギーが祝祭的空間に満ちていく。そのとき、水俣病の被害者は鬼になり、加害者であるチッソ社長に対して怒り狂う。被害者たちは、思う存分に狂うことで、胸に溜め込んだ情念を吐き出し、決して取り戻せない喪失を表現する。このように〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化し、その場の人びとの心を揺り動かす。しかしながら、加害者だけがその表現を拒絶し、被害者・加害者対話を拒絶し

²⁰¹ 同上。

た。そのことで、民衆のエネルギーは行き場を失う。

以上が、一株運動において〈被害者の表現〉が開花するプロセスである。このプロセスは、パフォーマンスであり、演劇的であった。まるで役者が舞台の上で役を生きるように、水俣病の被害者は株主総会に出現した祝祭的空間で狂った。この中で、確かに水俣病の被害者・加害者対話の可能性は開きかけた。加害者である江頭社長が、被害者の訴えに応答していれば両者の間に対話はあり得たのである。しかしながら、江頭社長は被害者とともに狂うことができなかった。そのため、対話の可能性は閉じてしまった。こうした結末にたどり着いた時、シャーマンとしての石牟礼が水俣病の被害者を、現世へと引き戻し、正気の日常世界へ帰るように呼びかけた。こうして一株運動は終わったのである。

ここで注記しておかねばならないのは、一株運動は〈被害者の情念〉を起点とした「粉砕主義」ではないことである。粉砕主義とは、権力組織に対して直接対決し、暴力も辞さない主義のことである。後藤は以下のように一株運動と粉砕主義について述べている。

（前略）直接的な粉砕主義は接点を拒否するところに成立する筈であります。それは、ひとえに、民衆のもっている暴力に依拠する戦術であろうと思うわけですが、一株運動は、内包としては民衆のもつ広い意味での暴力性に依拠しつつも、現象形態としては合法のベールをまもって登場してくるという特徴をもっているということです²⁰²。

以上のように、後藤は粉砕主義と一株運動の違いを明確に述べている。すなわち、粉砕主義は非合法活動を含むが、一株運動は合法活動を徹底しているのである。しかしながら、これまで見てきたように、鬼になって狂う〈被害者の表現〉は加害者に対して、十分に暴力的であろう。また祝祭的空間に満ちた民衆のエネルギーも加害者にとっては危険で、暴力的に感じられるだろう。ここで火がつけば爆発して全てが吹き飛んでしまうような、暴力の予感をはらんでいるからだ。それでも一株運動は、後藤の言うように合法のベールをまもっている。それどころか、後藤の仕掛けた法廷闘争により、法の上で敗退するのはチッソの側である。

では、なぜ一株運動は暴力性をはらみつつ、合法の範囲内で実現が可能だったのだろうか。第一の理由は、一株運動を構想した後藤が法律家であったことである。後藤は司法の限界を法律家として熟知しながらも、法を否定しない。むしろ、法と法外のものが拮抗した緊張関係の中で、一株運動を考案した。そ

²⁰² 後藤 [1971]、13 頁。

のため、後藤は一株運動の中でも常に法と対峙し、法で扱えない〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉として解放させながらも、自らは法の範囲内でのチッソへの対抗策を練る。したがって、一株運動は法律を否定するのではなく、協働するのである。

第二の理由は、一株運動はあくまでも表現にその目的を絞っており、実利を求めないことである。〈被害者の情念〉は表現の中で燃やし尽くされ、そのまま消えていく。だからこそ、江頭社長が被害者に応答できなかった時にも、民衆のエネルギーは行き場をなくしてしまった。仮に、江頭社長から具体的な金銭的賠償を引き出すことを目的にしていれば、それを達成するために暴力を用いて応答を迫るものもいたかもしれない。しかしながら、水俣病の〈被害者の表現〉はただそこで開花しただけである。一株運動はそこで終わって良いということに、一つの特徴をもつ。

第三の理由は、水俣病の被害者が「帰るべき日常」を持っていたことである。狂っていた被害者が、石牟礼の「水俣に帰りましょう」という呼びかけに応じるのは、日常世界を保っているからである。水俣病の被害者の日常世界は人と人との繋がりが基盤となった共同体であり、守られるべき規範がある。かれらはその中で暮らしてきた。そうであるからこそ、日常生活の中では狂えなかったのである。水俣病の被害者は、祝祭的空間で自己の情念を解放したとしても、やはり生活の基盤は日常にある。これは、非合法の活動を行う活動家が、逃亡生活を繰り返し、帰る場所を失っていくのとは逆である。

以上の三つの理由により、一株運動は合法活動として終焉する。私が取り上げた一株運動の実態はごく一部であり、取り逃がしていることも多いだろう。一部の偏った部分の抜き出しになっているかもしれない。それでも、一株運動が民衆のエネルギーを基盤にしながら、合法の範囲内で結実した、稀有な社会運動であることは言えるだろう。他方、一株運動は〈被害者の表現〉以外に達成目標を持たないため、「何ができたのか」が曖昧模糊としている。成果があるとすれば、〈被害者の表現〉が周囲の人びとへ伝播し、心を揺り動かしたことだろう。次項ではその例を見ていきたい。

(4) 〈被害者の表現〉の伝播

1970年11月28日のチッソ株式総会の様子は、マスメディアでも次々と取り上げられた。朝日新聞は、「水俣病患者大阪入り こだまする御詠歌」「見ろ！ このからだ」「青ざめるチッソ所長」「企業責任を徹底追及 患者ら記者会見」と見出しをつけた写真付きの記事を載せている²⁰³。週刊誌でもこの一株運動の様子はセンセーショナルに報道された。たとえば、『サンデー毎日』は見出しに「お

²⁰³ 朝日新聞 [1970年11月28日]

位牌見ていただきますっ！」とつけて記事に4頁を割いている²⁰⁴。また『アサヒ芸能』は「(前略) 混乱はまさにほんもの。その極みに達した波乱総会であった²⁰⁵」と述べ、当日の様子を細かく描写したあとに「茶番など、入るスキもない怒りの総会であった²⁰⁶」と締めくくっている。さらに『週刊読売』は、江頭社長に焦点を当て、株主総会が暴力的な事態を引き起こしたかのように描き、「これからも「恨みますぞ」と言われ続ける江頭氏、何とも気味の悪いことに違いあるまい²⁰⁷」と面白おかしく書いている。加えて『週刊東洋経済』は、「大荒れ株主総会」という見出しで、富士銀行総会と併せて、一株運動の頻発を特集し、「(前略) 経営トップは、企業の砦(とりで)にたてこもらず、常日ごろから大衆のなかにとびこんで対話の姿勢をみせることだ²⁰⁸」と経営者批判に結びつけている。以上のようなマスメディアの報道で、一株運動はいちやく有名になっていく。テレビ番組「現代の肖像」(NHK)でも取り上げられ、全国で広く水俣病の問題に注目を集めるきっかけになった。

その理由の一つは、一株運動が〈被害者の情念〉を〈被害者の表現〉へと開花させたことだと考えられる。それまでも、水俣病の患者やその家族の苦しみや怒りは、水俣病問題に取り組む人びとの間では共有されていた。また、世論も公害問題に大きな関心を向け、水俣病の被害や裁判の進展は報道されていた。しかしながら、それらの報道はあくまでも「水俣病問題」の重大さを社会に知らせるものであった。それに対して一株運動は、そろいの白装束や黒い幟旗などが写真や映像によく映えて、人目をよく引いた。また、御詠歌は普遍的な人間の死者への弔いと重ねられて、共感しやすい。さらに、騒乱状態の株主総会や、江頭社長に被害者が詰め寄る光景はドラマチックで絵になった。これらのわかりやすい表現は、水俣病の被害者や支援者が意図したところもあれば、そうでないところもある。どちらにせよ、結果として、水俣病の〈被害者の情念〉は、わかりやすい表現を通すことで、よく伝わったのである。

他方、一株運動に直接参加した人びとへ、〈被害者の表現〉はどのように伝わっていったのだろうか。一株運動を中心となって進めてきた後藤孝典は、「東京・水俣病を告発する会」の機関紙『苦海』で以下のように述べている。

はたちを過ぎれば涙をながして泣くことはまずない。しかし久しぶりに涙をながし、久しぶりに全力をあげて大声を出し、身の震える緊張を覚えた。そう会場にはなによりも興奮があった。この興奮は、怨念を軸として展開す

²⁰⁴ 『サンデー毎日』[1970年12月13日]、164-167頁、参照。

²⁰⁵ 『アサヒ芸能』[1970年12月10日]、135頁。

²⁰⁶ 前掲書、136頁。

²⁰⁷ 『週刊読売』[1970年12月25日]、42頁。

²⁰⁸ 『週刊東洋経済』[1970年12月12日]、69頁。

るこの闘いの核心を、あるいは我が怨念として受け止めることを可能にするものであった。私は信ずる、真底から身を突き動かす興奮は必ずや新鮮な論理と高度の決意²⁰⁹を誕生させずにおかない²¹⁰。

以上のように、後藤は当日の興奮を語り、そこで水俣病の〈被害者の情念〉がともに会場にいた支援者や一株株主にも強く伝わったことを述べている。それは「身を突き動かす興奮」であるが、それこそが「新鮮な論理と高度の決意」を生み出すと後藤は考えている。すなわち、〈表現〉により突き動かされた民衆が、さらなる水俣病の運動を展開し、論理的にも発展させていくと言うのである。ここで後藤は、〈情念〉を〈表現〉に転化させる構造をシンプルに語っている。一株運動において周囲の人びとは〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化している場面に立ち会うことで、自らの〈情念〉を〈思想という表現〉に転化する契機を得るのである。

それでは、実際に一株運動に参加した支援者や一株株主らはどのような経験をしたのだろうか。『苦海』の投稿欄には参加者のコメントが寄せられている。たとえば、ある学生は次のように書いている。

二階のベランダのスピーカーから、拍手と怒号が聞こえていた。「オレの体をもとにもどせ、オレの体を元にもどせ！」浜元二徳さんの叫びに、ぼくはたじろいだ。あの叫びから逃げださず、何とか、かかわっていくなどというところが、ぼくにできるのだろうか……²¹¹。

以上のように、この投稿をした学生は、水俣病の被害者の慟哭にたじろぎながらも、それを受け止めて運動に関わっていく方法を考えようとしている。ほかにも、ある会社員は「患者さんの絶叫にチッソに対する新たなる怒りが湧き上がった²¹²」と書き、「私が生きている限りこの怒りは忘れない。自分の出来る範囲で戦いましょう²¹³」と投稿を締めくくっている。以上のように「東京・水俣病を告発する会」の会員は、一株運動によって水俣病の〈被害者の情念〉を受け止め、自らのこれからの運動への参加を促されている。また、同じ紙面には次年（1971年）の5月、11月に開かれるチッソ株主総会にも同様に乗り込もうという論調の記事が複数掲載されている。ここでは、水俣病の被害者も参加

²⁰⁹ 表現ママ。

²¹⁰ 『苦海』、第5号、1970年12月15日、3頁。

²¹¹ 同上。

²¹² 同上。

²¹³ 同上。

に積極的に賛同している²¹⁴。こうして一株運動は多くの参加者に率直に受け止められたのである。

他方、一株運動について、より繊細に受け止め、戸惑っている参加者もいる。たとえば、K・Tと名乗る人物は、12月19日に自己反省を中心にした運動の振り返りのレジュメを作成している。K・Tは株主総会について以下のように述べている。

- ・俺のヤジ……下手な鉄砲も数打ちゃ当たる式。
- ・患者さんの態度。本当に苦しみぬいた根源の行動が、俺の行動とまるっきり違う事。
- ・円壇²¹⁵の上で座り込んだ時。“やっぱり俺にはこんな事くらいしか出来ないのか”
- ・立場として、やはり患者さんの支援としてしか立場が可能でしかない。もう一度自分の立場（基盤）の掘り起こしと同時に水俣へ関わっていく²¹⁶。

以上のように、K・Tはチッソ株主総会で祝祭的空間が出現しても、そこで熱狂できず、戸惑い続けている。K・Tは患者と自分の違いという自意識に苛まれ、ひたすら自分に対して失望している。これに加えて、K・Tは「現在の心境。“全くどうしようもない”の一言²¹⁷」「サッパリ具体的になつてこない²¹⁸」と正直にこのレジュメに書いている。K・Tは理系の学生のように、水俣病問題に取り組みたいという強い思いを抱きながらも、一株運動で燃焼しきれなかった。K・Tがこの後どう行動したのかはわからないが、戸惑いながらも〈被害者の表現〉を正面から受け止め、自分なりに思考している例だと考えられるだろう。

また、「東京・水俣病を告発する会」の俳優の林洋子も、一株運動を重く受け止めた一人である。林は株主総会で浜元フミヨの叫びを聞き、「その女（ひと）の慟哭が私の体の中を突き抜けて荒野に走る²¹⁹」が、総会後に浜元に会い、「無用にただオロオロと焦り絶句した。言葉がない。言葉が虚しい²²⁰」と感じたと述べ、次のように書いている。

²¹⁴ 『苦海』、第5号、1970年12月15日、2-4頁。しかしながら、一株運動はこの1970年11月28日のチッソ株主総会で絶頂を迎え、その後、縮小していく。1971年5月にも一株運動は実施されたが、水俣からの被害者の参加はなく、盛り上がりきらずに終わった。

²¹⁵ 原文ママ。

²¹⁶ ビラ、K・T「個人のこと」（1970年12月19日）。

²¹⁷ 同上。

²¹⁸ 同上。

²¹⁹ 『苦海』、第5号、1970年12月15日、3頁。

²²⁰ 同上。

チッソを潰したい！！ チッソを潰したい！！ ひたすら叫ぶ心を抱いて私は東京に戻って来た²²¹。

以上のように、林は〈被害者の表現〉を正面から受け止め、〈被害者の情念〉を内面化することで、俳優としての表現活動に転化しようとした。そこで、林は「東京・水俣病を告発する会」の砂田明とともに1971年に演劇作品『苦海浄土』を全国で上演する。ところが、林は俳優として水俣病患者を演じることに向き合い続け消耗していく。そして、水俣公演において水俣病患者の前でこの作品を演じたことをきっかけに舞台に立てなくなってしまう。林は回想録で次のように語っている。

（前略）水銀にやられた人たちがみんな観ている。その人たちの前で、彼らに「扮して」やっている時にね、私は本当に自分は何なんだろうか、って思った。自分はその人たちではない。でもその人たちに扮して芝居をしている。「お前は何か」「お前は何か」という問いかけが、私の中にすどくつきささってきた。

お前は何か。俳優って何だろう。それまで私は、自分は俳優だと、自分の生きる目的が俳優だというふうに思ってきたんだけど、あの時、あの問いかけがつきささってから、パタリと芝居ができなくなった²²²。

以上のように林は水俣病の被害者の前で、〈被害者の表現〉をしているかのように振る舞う、俳優としての自己を問うようになっている。その結果として、自らが表現できなくなってしまった。林はこの後の、自らの心情について「東京・水俣病を告発する会」から距離を置くようになったが、水俣病については「すごく考えている。考えていたからこそ……²²³」と言葉に詰まり、言いよどんでいる。その後、林はインドへ行き新しい演劇活動のあり方を模索するうちに宮沢賢治の作品を朗読する「クラムボンの会」を始める。林は「「水俣病ウンダー」はやらない²²⁴」が、自分の俳優としての「クラムボンの会」の活動を通じて水俣病の患者のいのちと繋がれるのではないかと考えている²²⁵。林のエピソードは、一株運動に参加し、自分なりに〈情念〉を〈表現〉に転化しようとして試行錯誤をしながら、〈被害者の表現〉の重みをまっとうに引き受けた例といえるだろう。

²²¹ 同上。

²²² 林 [1984]、57 頁。

²²³ 前掲書、59 頁。

²²⁴ 前掲書、188 頁。

²²⁵ 同上。

さらに、京都在住で「京都・水俣病を告発する会」に準備会から関わってきた²²⁶弘喜代子も、一株運動を正面から受け止めようとした一人である。個人で発行する機関紙『苦海通信』で一株運動から一年後に「“怨霊”一わが内なる水俣一」と題するエッセイを掲載している。弘はこのエッセイで、1970年10月ごろに〈被害者の情念〉に同調し、チッソに対する怨念を表明することに葛藤を抱えていたことを、次のように述べている。

十一月の株主総会を前に私の心は日に日に沈んでいった。幼児をかかえた私に一体何ができるのか。そしてまた私の心のうちで「“呪い”はいや」と叫ぶもの。それに対するもうひとつの声、「第三者だからさ」。さまざまな想いが渦をまき、毎夜の夢は水俣に関するものばかり。疲れ果てたある晩のこと、ふとしたことから、口走ってしまった。

「弱い私に何ができる？ むなしい思いだけだわ。どうせひとごとよ、もうやめた」²²⁷

以上のように、弘は水俣病の〈被害者の情念〉を真摯に受け止めようとするあまり、精神的に失調し、悪夢にうなされるようになる。そして、ついには諦めて〈被害者の情念〉に同調することをやめようとする。ところが、この後、弘は悪夢の中で水俣病によって死んでしまう。この夢の中で弘は自分自身を殺してしまい怨霊となる。

弘は、この夢をエッセイの中で振り返り、このとき、水俣病を引き起こした人間を恐れ、「自分もまた同じ人間であることがこわかった（人間である限り他の人間の行いは自分のうちにも芽としてひそんでいる）²²⁸」と述べている。弘はこの時期を振り返り「呪われた自分もおぞましく、生きながらの地獄に堕ちたことを思い知らされ、なにかに追いつめられているかのような日々²²⁹」と書いている。

しかしながら、弘は1971年1月の半ばに別の夢をみる。その夢のなかで、自殺した自分のことを、これまで自分を苦しめてきた怨霊が助けてくれる。そのときに、光が差し込んできて怨霊が「私を肩にもたせかけると、その光をめざして顔をあげた²³⁰」のである。弘はこれらの夢について以下のように述べる。

私が実際に見たこのふたつの夢が他の人々に意味があるのかどうか、私に

²²⁶ 『告発』、第16号、1970年9月25日、3頁。（縮刷版『告発』、127頁）。

²²⁷ 『苦海通信』、第2号、1971年10月15日、5頁。

²²⁸ 前掲書、6頁。

²²⁹ 同上。

²³⁰ 同上。

はわからない。ただ、私はこの夢をとおして初めて知ったのだ、“怨念”が“呪い”に終わるだけのものではないことを。“死ね！”という絶叫には、江頭社長のような人間にさえもなお、たった一言、ここから“すまなかった”と言わせたい、人間のほんとうの心の声を聞きたいという、切ない祈りがこめられていたのだ²³¹。

以上のように、弘は夢を通して、水俣病の被害者が〈情念〉を〈表現〉に転化したプロセスを仮想的に体験し、当事者の真なる想いを描き出そうとしている。この弘が捉えようとしている水俣病の被害者は、石牟礼道子が『苦海浄土』第二部で描き出そうとした姿と重なり合うところがある。水俣病の被害者は、株主総会の舞台の上で鬼として存分に狂うことで江頭社長に迫る。だが、その本質には加害者へ対話を求める被害者の痛切な想いがあった。そのことを、弘は悪夢にうなされながら自分なりに掴み取ろうとするのである。弘はこの文章を次の一節で締めくくっている。

これから私の歩かねばならぬ道は、わが内なる怨霊との同行二人、ひえびえとした孤独の暗闇、加害者として生きるほかない地獄である。が、「かすかな、しかし、確かな光」をみつめ続けよう²³²。

以上のように、弘は第三者として、水俣病の〈被害者の情念〉を自らに内包しながら、それに対する自己の責任を引き受け、問題に関わり続けることを決意するのである。この弘のエッセイは、ひとつの思想を書き表した〈表現〉であると言えるだろう。徹底的に〈情念〉について自己の内部で向き合い、取り組み合いながら、自らの思考を深めていき、最終的にエッセイというかたちで〈表現〉に転化する。これは一株運動が目指した、〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化するプロセスを通して、第三者もまた〈情念〉を〈表現〉へと転化し、運動に参加していくという、もっとも忠実な例であると言えるだろう。

他方、弘のこのプロセスは、すべて自己の内部で進行しており、外部とはほとんど関わりを持たない。弘は株主総会の実際の現場にも足を運んだ形跡はなく、水俣病の患者やその家族と直接、言葉を交わしたこともないようだ。すべては弘の感傷的な内面世界で完結し、具体的な社会運動には結びついていない。このことをどう考えるべきだろうか。

第一に、弘の表現が力強く説得的なものへと高められていることを指摘したい。弘は社会的な運動に参加することではなく、ひたすら内面世界で自己を掘

²³¹ 同上。

²³² 同上。

り下げることにより、一株運動の本質を掴み取ろうと格闘した。それは自己内の闘争でありながらも、結果として一株運動が持つ〈情念〉を〈表現〉へと転化するという普遍的な枠組みに到達し、人びとの心を動かすエッセイへと結実しているのである。その意味において、弘のエッセイは社会問題における内面世界の闘争を積極的に評価する一つの材料になり得る。

第二に、このエッセイが掲載された『苦海通信』は手書き原稿で作成されている。それに対して、熊本の「水俣病を告発する会」の機関紙『告発』は、プロの文筆家が中心となり、編集者によって整然と版が組まれた印刷媒体である。『告発』の発行部数は増え続け、売り上げは水俣病の被害者支援の資金源になっていた。「東京・水俣病を告発する会」の機関紙『苦海』もまた、編集された印刷媒体である。こうした発言力・求心力を持つ機関紙と、『苦海通信』は体裁も発行部数もまったく異なる。あくまでも草の根で小さな個人の声を発信する媒体なのである。一株運動は、大阪のチッソ株主総会までは行けず、悶々と悩み続ける「脆弱な人²³³」をも巻き込み、運動の裾野を広げてきた。そして、その運動の本質は周縁化された「脆弱な人」へも伝わり、意義あるものとなり得ることの証左が、弘のエッセイでもある²³⁴。

ここまで見てきたように、一株運動の〈被害者の表現〉は確かに多くの人びとへ伝播していった。マスメディアの注目を集め広く社会的な関心を高めることになり、運動団体内部のさらなる盛り上がりを導いていった。それと同時に、繊細な感受性を持つ人びとの心に〈被害者の表現〉は鋭く刺さっていった。これらの、微細な表現の伝播は不可視化されやすく、とらえどころのないものである。弘喜代子のようにエッセイとしての〈表現〉に転化できたのは稀少な例であり、多くの人びとは心の中で一株運動の〈被害者の表現〉を深く受け止めるのにとどまっただろう。これらの表現の伝播が、なんの役に立ち、どのような功利があるのかは未知数である。それでも、一株運動が目的として持っていた、水俣病の〈被害者の表現〉の開花は間違いなく達成され、多くの人びとの

²³³ ここでいう「脆弱」とはヴァルネラビリティ(vulnerability)のことである。ヴァルネラブルな人は、感受性が強く傷つきやすいため、より強い人びとの犠牲になりやすい。他方、脆弱な人はヴァルネラブルであるがゆえに、他の人びとの情緒やケアを引き出す力を持っている。

²³⁴ これについては一株運動での〈被害者の表現〉の受容のずれを指摘しておく。水俣病の〈被害者の表現〉に対して鋭い感受性で深く受け止めたのは、林や弘のような女性であった。両者は水俣から離れた東京や京都に住みながら、一株運動を通して水俣病について深く考えるようになった。他方、両者に共通するのは被害者の恨みや怨念に対する忌避感である。二人は恨みや怨念に駆られた被害者について、その感情に囚われて生きることへの懸念を示している。しかしながら、ここまで見てきたように水俣病の〈被害者の表現〉はあくまでも非日常の祝祭的空間で現出した一時的なものであり、被害者は皆、水俣での生活という日常に帰っていった。そのことを敏感に察知した石牟礼は、水俣に住んでおり、被害者の近くでかれらの生活についてよく観察していた。その意味では、一株運動は遠方に住む人びとを運動に巻き込む力は持っていたが、その〈被害者の情念〉の受容については、当事者の近くで活動する人びととズレ続けた。

心へ届いていったのである。

この点を踏まえると、一株運動は「脆弱な人」を社会運動に招き入れる呼び水になったとも考えられる。一株運動で目立つのは若者や女性の参加者である。若者にしても、従来の学生運動家のように、マルクス主義の理論を下敷きにした理想主義の青年だけではなく、先の K・T のように被害者の声に敏感に反応し、戸惑って立ち止まるような若者も含まれている。また、女性の中には、一株運動が感情を基盤にしていることを察知し、積極的に支持する声もある。例えば、『苦海』には女性による次のような投稿が掲載されている。

女達がずっと抑圧され、差別され続けてきた父系社会のなかで、“女”の運動をやり始めようとしていた私にとって、水俣病患者の怨念は、ともにはらさねばならぬものと思えた。水俣の闘いと女の運動とは、どこかでたぶん繋がっていると感じるのは、飛躍であろうか。水俣の患者がチッソ資本にいどんだ非合理性、非生産性の論理は、また女のもつ非論理の論理でもあると思う。わたしにとって、女の闘いと水俣病闘争とは一体のものになるのではないかと思っているのだが²³⁵。

以上の投稿は、「水俣病の問題」と「性差別の問題」を直結させようとしており、社会的背景の詳細な検討がないため、非常に危うい発言である。それと同時に、この投稿者は、両運動が近代合理性批判を含む点で共通していることを、直感的に見抜いている。

一株運動の実施とほぼ同時期である、1970年11月14日に女性の反性差別の運動であるウーマン・リブの第一回大会が東京で開催された。ウーマン・リブの代表的な文筆家となった田中美津は、社会運動に参加し始めた理由を、自分の痛みを求めている。田中は幼少期に男性から性的虐待を受け、性差別の中、人一倍「痛み」に苦しんできた。田中はベトナム反戦運動に関わったのは、「ベトナム戦災孤児はあたし、だった²³⁶」と思ったからで、階級闘争の理論などは縁遠く、「いま痛い人間は、常に微視的にならざるをえない²³⁷」と論じた。まさに、感受性が強く自己の痛みに敏感な「脆弱な人」が、論理ではなく感情を基盤にした運動を展開したのである。

このような自己の内面にあるものに光を当て、掘り下げていく中で社会問題に立ち向かうエネルギーにするような社会運動は、1970年代に大きく展開していくこととなる。一株運動は、1960年代のイデオロギー闘争とは異なる、当時

²³⁵ 『苦海』、第5号、1970年12月15日、3頁。

²³⁶ 田中 [1992]、(初出は1972年)、118頁。

²³⁷ 前掲書、119頁。

の「新しい社会運動²³⁸」でもあった。この社会運動の担い手となった「脆弱な人」であるような若者や女性は、合法的活動を中心に市民運動を推し進めていくことになる²³⁹。一株運動は、その点において市民運動の最も輝かしい時代の流れの中で生まれ、打ち上げ花火のように瞬間的に激しく盛り上がり、収束していったのである。

おわりに

私は本論文で、一株運動を水俣病の〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉への転化であるとみなし、その理論的枠組みによって再検討を行った。しかしながら、この論文が扱うのは一株運動のごく一部にすぎず、運動の全体を捉えることはできない。一株運動は、理念により作戦行動が実行される運動ではなく、民衆の集合体によって有機的にぐねぐねと蛇がのたうつように高まっていく運動である。そのため、本来は理論的枠組みで整理することはできない。水俣病の被害者、支援者、一株株主、その他のすべての人びとは、個別の思惑で運動に関わり、個別の体験をしているからである。また、表現活動は本来、個別でしか捉えられず、一つの理論的枠組みで切り分けられるものではない。

それにも関わらず、私が理論的枠組みを用いて、一株運動を読み解いたのは、そこにある普遍性を抽出したかったからである。1970年11月28日のチッソ株主総会は、たくさんの偶然と個人の意思が重なり合う中で、奇跡のように成功

²³⁸ ここでいう「新しい社会運動」とは、1960年代に盛んになった新左翼運動とは異なる運動原理を持つ市民運動のことである。政治学者の大嶽秀夫は、この時代の市民運動について、安保運動を例に挙げて、以下のように述べる。「(前略) 市民運動が「祝祭」の要素をもつことはごく自然なことである。見知らぬ者同士が、自然に自らの安保経験を語り合う空間が造られることには、日常生活では味わえぬ興奮と楽しさがある。ここでもやはり政治参加は非日常的行為なのである。(中略)「祝祭」は、むしろ市民にとって非日常的なものであって、普通の市民にとっては新左翼のような「永久祝祭」は無縁のものであった」(大嶽 [2007]、109頁) この大嶽の指摘は、私が一株運動で論じた、チッソ株主総会に祝祭的空間が出現し、その後、日常へ回帰していったというプロセスと重なるものである。大嶽の論に沿って言えば、一株運動は市民運動の王道を歩んだのである。

²³⁹ もちろん、同時代のすべての人びとが新しい社会運動に参加する感性を持っていたわけではない。たとえば、映画『水俣—患者さんのその世界』のプロデューサーである高木隆太郎は、「東京・水俣病を告発する会」の座談会で、患者さんの言葉や映画を観て泣くべきか否かを延々と議論している。高木は自らが涙を流しながら「センチメンタリズムだなあと警戒している」(『苦海』、第6号、1971年3月1日、2頁)と述べ、センチメンタリズムの危険は理解しているが「そんなことは知って泣いているんですよ」(前掲書、3頁)と語っている。つまり、高木は泣いているときにも、「私は理性を手放していない」と主張せずにはられないのである。同時に指摘したのは、この座談会は焼酎を飲んで酔っ払いながら行われていることである。高木は男性同士の極めて情緒的な会話の中で以上の発言をしている。これは、己を理性的に見せたい活動家が、シラフの状態では自らの感情に向き合うことも、正気で自らの怒りや怨念を掘り下げて分析することもできない、ということを示唆しているだろう。

した水俣病の被害者の運動である。このときの運動を再現する方法はない。他方、この運動の中で〈被害者の情念〉が誘発していく民衆のエネルギーの高まりは、社会運動のエートスと言って良いと、私は考える。表面的には個人の激情に見えるものが、社会問題のフィルターを通して人びとを結びつけ、「不正をただす」行動へと駆り立てるのである。私は、一株運動は「法的正義」とは異なる「もうひとつの正義」、すなわち「修復的正義」の実践であると位置づける。

ここで強調しておきたいのは、法的正義と修復的正義は対立する二項ではなく、相補関係にあるということである。裁判を中心とした法廷闘争は、社会運動の大きな推進力を持つ。なぜならば、司法の持つ国家を背景とした強制力は、被害者と加害者の不均衡な権力関係を転倒させ得るからである。加えて、法廷闘争により経済的な補償を獲得することは、日常の生活で困窮する被害者の最も重要な救済方法となる。そのため、法的正義による法廷闘争は社会運動において必要不可欠である。

他方、裁判を中心とした法廷闘争には限界があることは、これまで見てきた通りである。〈被害者の情念〉を掬い取るためには、裁判とは異なる「もうひとつの闘争」が必要であり、その闘争は修復的正義に依って立つ。これは、被害者が加害者に苦しめられているときに、民衆の心が動いて不正を正そうとする正義である。この正義は、国家を背景にするのではなく、人びとが所属する無形のコミュニティを背景にしている。修復的正義を求める活動は、強制力を持たず、あくまでも人びとの自発性を基盤とする。そのため、活動はとらえどころがなく、成果も可視化されにくい。微細な人びとの関わり合いによって、不正によって傷つけられた人間の心や、コミュニティや人間関係の修復が目指されるのである。すなわち、修復的正義は、法的正義が取りこぼした領域をカバーするのである。

修復的正義を求めることは、法的正義を否定することでも、軽んじることでもない。しかしながら、一株運動においては、水俣病訴訟を進める弁護団にそのことが理解されることは最後までなかった。たとえば、訴訟の判決が出て、満額の賠償金が決定した後に、浜元フミヨは「金をもらっても私はうれしくない。親の体を切り刻んでもらう金など、たたき返してやりたい、親の体に値段がつけられるのを聞いていて、私はつくづく悲しかった²⁴⁰」と語った。他方、弁護団の千場茂勝弁護士は、2003年に出版した回想録の中で、浜元の言葉には一切触れず、被害者が勝訴を聞いても喜ばなかったことに不満を持ったことを述べ²⁴¹、支援者²⁴²が「原告の人間性を歪めている²⁴³」と書いている。これまで

²⁴⁰ 渡辺 [2017]、64頁。(初出、1973年)。

²⁴¹ 千場 [2003]、153-155頁。

²⁴² 千場はここで出てくる支援者のことを一貫して、「支援者を名乗る一部のグループ」と書き、

見てきたように、浜元は一株運動でも水俣病の取り返しのつかない喪失をひときわつよく表現した被害者である。その浜元が、補償を受け取りながらも「金をもらっても私はうれしくない」と言わなければならない無念さは、十分に伝わるはずである。しかしながら、千場は法的正義の取りこぼす領域の問題を理解せず、被害者の人間性が歪んでいると受け取るのである。この弁護士と水俣病の被害者との間の断絶は、最後まで埋まることはなかったと思われる。

しかしながら、水俣病問題の全体を見回してみると、水俣病訴訟は一株運動に先行して行われている。裁判をすることになって、多くの弁護士が水俣に呼ばれ、その中に後藤孝典もいた。きっかけは裁判なのである。その意味において、水俣病問題の場合、法的正義は修復的正義に先行している。同時に、水俣病の被害者が裁判に参加する中で不全感を覚えたからこそ、一株運動に積極的に参加したのである。両者は独立した運動でも、反発し合う運動でもない。法的正義と修復的正義は連動しているのである。表面的には、水俣病訴訟の弁護士と一株運動の担い手は相容れない、排他的関係にある。しかしながら、本質的には相補関係にある。法的正義があってこそその修復的正義であることを、ここで強調しておきたい。

それでは、本論文の残された課題について以下で述べる。

第一に、〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化するような被害者・加害者対話を修復的正義と呼べるのか、という問題である。冒頭で述べたように、欧米諸国で広まった修復的正義の研究・実践活動は、まさに法廷外における被害者・加害者対話の中に正義を見出す試みである。水俣病問題を事例に挙げて、被害者・加害者対話を研究することで、新たな修復的正義の枠組みを提示できる可能性がある。他方、この場合における修復的正義の「正義」の内実を問わねばならない。また、表現活動を「正義の活動」として位置付けることの意義や波及的効果についての熟考が必要だろう。これは、修復的正義の研究者としての私の大きな課題となるだろう。

第二に、〈被害者の情念〉が〈被害者の表現〉に転化するような被害者・加害者対話を修復的正義と呼べると考えた場合、法的正義と修復的正義の相補関係が浮かび上がるという問題である。これまで述べたように、水俣病問題では、法廷闘争が先行し、それを補う形で一株運動が出現している。両者は相対する二項ではなく、相補関係にある。これは修復的正義の研究の新たなモデルであるが、水俣病問題を事例に研究することによって、歴史的に実証できるかもしれない。第一の課題と並行して探求が必要である。

名前を挙げてはいないが、おそらく熊本の「水俣病を告発する会」の渡辺京二や石牟礼道子のことを指している。

²⁴³ 千場 [2003]、155 頁。

第三に、第二の課題の具体的な研究内容として、水俣病問題で様々な形で開花した表現活動の調査が挙げられる。これまで一株運動以外にも、自主交渉をはじめとした法廷外の被害者・加害者対話が試みられてきた。また、直接的な被害者・加害者対話に限らず、「水俣生活学校」や「甘夏販売」など水俣病センター相思社の活動や、患者と支援者で祈りに焦点を当てた「本願の会」の活動、行政や支援者が取り組んできた「もやい直し事業」などの、法廷外の水俣病問題への取り組みがある。こうした活動の中にも、支援者が水俣病の〈被害者の情念〉に同調し、自らの怒りを引き出され、それがきっかけで被害者と支援者が共同で〈被害者の表現〉を生み出す現象が見出せるのではないか。もしこの研究が実現すれば、これまで散発的に行われてきたように見える水俣病への取り組みが、修復的正義の視点を取り入れることにより、法的正義を補う重要な領域として位置付けることが可能になる。

第四に、〈加害者の表現〉を検討する必要がある。これについては、一方で〈加害者の情念〉に焦点を当てる方法がある。加害者にとって、自らの加害行為に至る経緯をたどるうちに、その裏側にある情念に向き合うことになるかもしれない。加害者の中にある、暴力性や支配欲、他者に対する無関心や怒り、そのほか、生々しい感情が被害者・加害者対話の中で転化し、強度を持った〈加害者の表現〉になり得るだろう。この時の〈加害者の表現〉は、型通りの後悔や反省を超えて、被害者を揺さぶるような「こんなことをすべきではなかった」という真の痛悔の念を表現し得るかもしれない。他方、〈被害者の情念〉に焦点を当てる方法もある。加害者が、被害者・加害者対話で被害者に向き合ううちに、〈被害者の情念〉に触れることで被害者に同調し、被害者の自らに対する恨みや憎しみを加害者自身も持つことができるかもしれない。その時、加害者の内部から引き出された怒りや憎しみは、被害者・加害者対話の中から〈加害者の表現〉へ向かい得る。その時の〈加害者の表現〉を通して、被害者と加害者の喪失の共有が行われたり、より普遍的な全ての人が持つ人類の悪に対する深い反省が行われたりする可能性がある。

以上のような〈加害者の表現〉は、修復的正義の領域に含めることもできるだろう。しかしながら、〈加害者の表現〉を社会でどう扱うべきかという議論も必要である。時に、加害者がどんなに後悔していても、その自己表現が社会的な注目を浴びることで、被害者が深く傷つくことがある。また、加害者が、チッソのように強大な組織であり、被害者が社会的に立場の弱い個人である場合は、〈加害者の表現〉ばかりに注目が集まる可能性もある。さらに、加害者の表現技術が優れており、〈加害者の表現〉の評価が高まることで、〈被害者の表現〉が不可視化されることもあるだろう。こうした事情があるため、多くの場合〈被害者の表現〉と〈加害者の表現〉は単純に並列に扱うことができない。

常に両者の社会的な力関係を視野に入れなければならない。その上で、被害者に対する加害者の応答という問題も含めて、〈加害者の表現〉についての研究が必要である。

以上の四点を今後の課題として挙げ、ここで筆を置きたい。

*本研究は、「公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団」国内研究助成および龍谷大学社会科学研究所の支援を受けたものである。

参考文献

【日本語文献】

石牟礼道子『苦海浄土』河出書房新社、2011年。

今井宏「チッソ株主総会決議取消判決について」『商事法務』、第982号、175-180頁。

大嶽秀夫『新左翼の遺産 ニューレフトからポストモダンへ』東京大学出版会、2007年。

奥島孝康「一株運動株主の出現 チッソ株主決議取消事件—企業の社会的責任」『法学セミナー』、第459号、1993年、96-100頁。

呉座勇一『一揆の原理』ちくま学芸文庫、2015年。（初出は洋泉社、2012年）。

後藤孝典編『一株運動のすすめ』ペリカン社、1971年。

後藤孝典「“一株運動” この一年をふりかえる 徹底した大衆運動こそ基盤」『環境破壊』第2巻第9号、公害問題研究会、1971年、10-27頁。

後藤孝典『沈黙と爆発 ドキュメント「水俣病事件」』集英社、1995年。

小松原織香『性暴力と修復的司法 対話の先にあるもの』成文堂、2017年。

瀬川晃「修復的司法（Restorative Justice）論の混迷」『同志社法学』、第56巻第6号、2005年、565-582頁。

千場茂勝『沈黙の海 水俣病弁護団長のたたかい』、中央公論新社、2003年。

成元哲「承認をめぐる闘争としての水俣病運動」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』、第1号、9-14頁。

田中美津『いのちの女たちへ とり乱しのウーマンリブ論』河出文庫、1992年。（初出は田畑書店、1972年）。

土本典昭「輝ける負の遺産」月刊『医事研究』、第26号、ニチイ学館、1997年。

土本典昭文書データベース「『水俣—患者さんとその世界』採録シナリオ」、シナリオ採録 1971年、https://tutumoto.inaba.ws/honbun.php?bunsyo_id=141

(2019年3月27日確認)

富樫貞夫『水俣病事件と法』石風社、1995年。

西村春夫「日本における修復的司法の源流を尋ねて」西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相 細井洋子先生古希祝賀』成文堂、2015年、1-114頁。

萩原修子「水俣病事件と「もうひとつのこの世」、『現代宗教』、国際宗教研究所、2018年、111-113頁。

林洋子『合言葉はクラムボン』径書房、1983年。

前嶋京子「判例研究 チッソ株主総会決議取消判決」『下関市立大学論集』第28巻第3号、1985年、87-105頁。

松浦豊敏「水俣病再度の闇—水俣病闘争中間報告」『暗河』、第2号、葦書房、1974年1月、2-15頁。

八鍬友広『闘いを記憶する百姓たち 江戸時代の裁判学習帳』吉川弘文館、2017年。

渡辺京二「現実と幻のはざままで」石牟礼道子編『水俣病闘争 わが死民』現代評論社、1972年、168-178頁。(初出は1971年、『朝日ジャーナル』)。

渡辺京二『もうひとつのこの世 石牟礼道子の宇宙』弦書房、2013年。

渡辺京二『死民と日常 私の水俣病闘争』弦書房、2017年。

【機関紙、ビラ、レジュメ】

K・T「個人のこと」1970年12月19日(水俣病センター相思社収蔵)。

熊本・水俣病を告発する会、東京・水俣病を告発する会、大阪・水俣病を告発する会、京都・水俣病を告発する会「チッソの株主総会に出席して水俣病の責任を追求しよう！」1970年9月5日(相思社収蔵)。

全国公害労災センター(プロ統派)「11-28 チッソ株主総会を闘う中から帝国主義ブルジョア政府・資本の一体化した環境破壊作用を労学市民の連隊で粉碎せよ！」発行日不明(「水俣病センター相思社」収蔵)。

デイゴの会「すべて大阪に住いする人の子たち総会へ！ 株主総会へ！！」1970年、11月24日(「水俣病センター相思社」収蔵)。

東京・水俣病を告発する会『苦海』(「水俣病センター相思社」収蔵)。

東外大公害粉砕行動委「東外大公害粉砕行動委(準)結成さる！」発行日不明(「水俣病センター相思社」収蔵)。

弘喜代子『苦海通信』(「水俣病センター相思社」収蔵)。

水俣病を告発する会『告発』(縮刷版『告発』、東京・水俣病を告発する会、1971年)

【新聞、週刊誌】

朝日新聞、1974年、11月28日

『サンデー毎日』、毎日新聞出版、1970年12月13日、164-167頁。

『アサヒ芸能』徳間書店、1970年12月10日、135-136頁。

『週刊読売』読売新聞社、1970年12月25日、41-42頁

『週刊東洋経済』東洋経済新報社、1970年12月12日、64-69頁。

【映像資料】

土本典昭監督『水俣一患者さんとその世界』東プロダクション、1971年。

【裁判資料】

昭和四九年（ネ）第六六号株主総会決議取消請求控訴事件、「準備書面」（控訴人第一）、控訴人 チッソ株式会社、被控訴人 後藤孝典 外二六名。

【手書き資料】

後藤孝典、日記、1970年10月31日（「水俣病センター相思社」収蔵）。

後藤孝典「チッソー株運動に参加した全ての人々へ、チッソ株主総会決議取消し訴訟の原告となられた方々へ 報告」1983年6月8日（「水俣病センター相思社」収蔵）。

追記：2019年8月5日に若干の誤植の訂正を行なった。